



第14回 定時株主総会 招 集 ご 通 知

日時

2016年6月27日(月曜日)
午前10時(受付開始 午前8時45分)

場所

東京都千代田区丸の内一丁目1番1号
パレスホテル東京 2階 「葵」

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役12名選任の件



株主の皆様におかれましては、
平素は格別のご高配を賜り厚く御礼
申し上げます。

ここに、第14回定時株主総会招集
ご通知をお届けいたします。

取締役社長 **永野毅**

目次

■ 第14回定時株主総会招集ご通知	1
■ 株主総会参考書類	3
■ 添付書類	
・ 事業報告	17
・ 連結貸借対照表	43
・ 連結損益計算書	44
・ 貸借対照表	45
・ 損益計算書	46
・ 連結計算書類に係る 会計監査人監査報告書謄本	47
・ 計算書類に係る 会計監査人監査報告書謄本	48
・ 監査役会監査報告書謄本	49
■ ご参考 東京海上ホールディングス コーポレートガバナンス基本方針	51
■ トピックス	55

東京海上グループ経営理念

東京海上グループは、お客様の信頼を
あらゆる活動の原点におき、
企業価値を永続的に高めていきます。

お客様に最高品質の商品・サービスを提供し、
安心と安全をひろげます。

株主の負託に応え、収益性・成長性・健全性を
備えた事業をグローバルに展開します。

社員一人ひとりが創造性を発揮できる
自由闊達な企業風土を築きます。

良き企業市民として公正な経営を貫き、
広く社会の発展に貢献します。

一般事業

リスクコンサルティング事業
東京海上日動リスクコンサルティング
総合人材サービス事業
東京海上日動キャリアサービス
ファシリティマネジメント事業
東京海上日動ファシリティーズ
トータルヘルスケアコンサルティング事業
東京海上日動メディカルサービス
シルバー事業
東京海上日動サミュエル
東京海上日動ベターライフサービス
アシスタンス事業
東京海上アシスタンス
保険代理業
東京海上日動あんしんコンサルティング
等

金融事業

投資顧問業・投資信託業
東京海上アセットマネジメント
不動産投資顧問業
東京海上不動産投資顧問
プライベート・エクイティ・ファンド事業
東京海上キャピタル
メザニン・ファンド事業
東京海上メザニン
等

国内損害保険事業

東京海上日動
日新火災
イーデザイン損保
東京海上ミレア少額短期
東京海上ウエスト少額短期

国内生命保険事業

東京海上日動あんしん生命
等

海外保険事業

Tokio Marine North America, Inc.
Philadelphia Consolidated Holding Corp.
Tokio Marine Management, Inc.
Delphi Financial Group, Inc.
HCC Insurance Holdings, Inc.
Tokio Marine Kiln Group Limited
Tokio Marine Middle East Limited
Tokio Marine Seguradora S.A.
Tokio Marine Asia Pte. Ltd.
東京海上日動火災保険(中国)有限公司
Tokio Millennium Re AG
等

株 主 各 位

東京都千代田区丸の内一丁目2番1号
東京海上ホールディングス株式会社
取締役社長 永 野 毅

第14回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第14回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

当日ご出席いただけない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、「株主総会参考書類」(3頁～16頁)をご検討いただき、議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

【書面による議決権行使】

同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご表示のうえ、2016年6月24日(金曜日)午後5時までに到着するようご返送ください。

【インターネットによる議決権行使】

「インターネットによる議決権行使のご案内」(59頁)をご参照のうえ、2016年6月24日(金曜日)午後5時までに議決権を行使ください。

敬 具

記

1. 日 時 2016年6月27日(月曜日)午前10時 (受付開始 午前8時45分)
2. 場 所 東京都千代田区丸の内一丁目1番1号
パレスホテル東京 2階「葵」
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください)

3. 目的事項

- 報告事項**
- 2015年度(2015年4月1日から2016年3月31日まで)事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 - 2015年度(2015年4月1日から2016年3月31日まで)計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役12名選任の件

4. 議決権行使に関する事項

- (1) 議決権行使書およびインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効とさせていただきます。
- (2) インターネットによる議決権行使が複数回行われた場合は、最後に行われた議決権行使を有効とさせていただきます。
- (3) ご送付いただいた議決権行使書の各議案に賛否の表示がない場合は、賛の表示があるものとして取り扱わせていただきます。
- (4) 代理人によるご出席の場合は、委任状を議決権行使書用紙とともに受付にご提出ください。なお、代理人は議決権を有する株主様1名に限らせていただきます。

以 上

- ~~~~~
- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、紙の使用量を節減するため、本招集ご通知をお持ちくださいますようお願い申し上げます。
 - 本招集ご通知に添付すべき書類のうち、以下のものにつきましては、法令および当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.tokiomarinehd.com/>)に掲載しております。
 - ①事業報告のうち「5. 新株予約権等に関する事項」および「8. 業務の適正を確保するための体制」の内部統制基本方針
 - ②連結計算書類のうち連結株主資本等変動計算書および連結注記表
 - ③計算書類のうち株主資本等変動計算書および個別注記表なお、監査役は、本招集ご通知の添付書類に記載した事業報告、連結計算書類および計算書類のほか、上記①ないし③の書類についても監査しております。また、会計監査人は、本招集ご通知の添付書類に記載した連結計算書類および計算書類のほか、上記②および③の書類についても監査しております。
 - 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類および計算書類を修正する必要性が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.tokiomarinehd.com/>)に掲載させていただきます。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、業績および今後の経営環境等を勘案し、グループの事業展開のための基盤強化を図りつつ、配当を基本として株主還元の充実に努める方針としております。

当年度の期末配当につきましては、この方針のもと、諸般の事情を総合的に勘案し、1株につき57円50銭とさせていただきたいと存じます。中間配当として1株につき52円50銭お支払しておりますので、当年度の年間配当は1株につき110円となります。これは、前年度の年間配当である1株につき95円に比べ、15円の増配となります。

1. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金57円50銭 総額43,394,364,098円

2. 剰余金の配当が効力を生ずる日

2016年6月28日

第2号議案 取締役12名選任の件

本定時株主総会終結と同時に、取締役10名全員が任期満了となります。つきましては、取締役会の機能強化を図るため2名を増員し、取締役12名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号

1

再任



すみ

隅

生年月日

しゅう

修

1947年7月11日

ぞう

三

略歴、地位および担当

1970年4月 東京海上火災保険株式会社入社
 2000年6月 同社取締役海外本部ロンドン首席駐在員
 2002年6月 同社常務取締役
 2004年10月 東京海上日動火災保険株式会社常務取締役
 2005年6月 同社専務取締役
 2007年6月 同社取締役社長
 2007年6月 当社取締役社長
 2013年6月 東京海上日動火災保険株式会社取締役会長
 2013年6月 当社取締役会長(現職)
 2016年4月 東京海上日動火災保険株式会社相談役(現職)

重要な兼職の状況

東京海上日動火災保険株式会社相談役
 株式会社三菱東京UFJ銀行取締役(社外取締役)
 株式会社豊田自動織機取締役(社外取締役)
 公益社団法人経済同友会副代表幹事

■ 取締役候補者とした理由

隅 修三氏を取締役候補者とした理由は、東京海上火災保険株式会社入社以来、主に商品企画業務や国内保険営業に従事し、同社取締役ロンドン首席駐在員等を経て、当社取締役社長および取締役会長を歴任するなどの豊富な経験と実績を活かして、取締役会の構成員として、重要な業務執行の決定および他の取締役の職務の執行の監督に十分な役割を果たすことを期待するためであります。

- (注) 1. 隅 修三氏の所有する当社の株式の数は、25,005株であります。
 2. 同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

候補者番号

2

再任



なが の つよし
永野 毅

生年月日

1952年11月9日

略歴、地位および担当

1975年4月 東京海上火災保険株式会社入社
2003年6月 同社執行役員東海本部名古屋営業第三部長
2004年10月 東京海上日動火災保険株式会社執行役員名古屋営業第三部長
2006年6月 同社常務執行役員
2008年6月 同社常務取締役経営企画部長
2008年6月 当社取締役
2009年6月 当社取締役退任
2010年6月 東京海上日動火災保険株式会社専務取締役
2011年6月 当社専務取締役
2012年2月 当社専務取締役海外事業企画部長
2012年6月 東京海上日動火災保険株式会社取締役副社長
2012年6月 当社取締役副社長海外事業企画部長
2013年6月 東京海上日動火災保険株式会社取締役社長
2013年6月 当社取締役社長(現職)
2016年4月 東京海上日動火災保険株式会社取締役会長(現職)

<担当>

グループCEO

重要な兼職の状況

東京海上日動火災保険株式会社取締役会長

■ 取締役候補者とした理由

永野 毅氏を取締役候補者とした理由は、東京海上火災保険株式会社入社以来、主に国内外の保険営業や経営企画、商品企画業務に従事し、同社取締役社長を経て、現在ではグループCEOとして東京海上グループ全般の経営の指揮を執るなどの豊富な経験と実績を活かして、取締役会の構成員として、重要な業務執行の決定および他の取締役の職務の執行の監督に十分な役割を果たすことを期待するためであります。

- (注) 1. 永野 毅氏の所有する当社の株式の数は、20,200株であります。
2. 同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

候補者番号

3

再任



いし い いち ろう
石 井 一 郎

生年月日

1955年6月15日

略歴、地位および担当

1978年4月 東京海上火災保険株式会社入社
 2010年6月 当社執行役員海外事業企画部部長
 2011年6月 当社執行役員海外事業企画部部長
 2012年2月 当社執行役員海外事業企画部部長
 2013年6月 東京海上日動火災保険株式会社常務執行役員
 2013年6月 当社常務執行役員
 2013年12月 東京海上日動火災保険株式会社常務執行役員退任
 2015年4月 当社専務執行役員
 2015年6月 東京海上日動火災保険株式会社専務取締役(現職)
 2015年6月 当社専務取締役(現職)

<担当>

海外事業総括

海外事業企画部(北米(HCC社)、アジア(中国、東アジアを除く)、オセアニア)

重要な兼職の状況

東京海上日動火災保険株式会社専務取締役

■ 取締役候補者とした理由

石井一郎氏を取締役候補者とした理由は、東京海上火災保険株式会社入社以来、商品企画業務や米国、アジアをはじめとした海外保険事業に従事した後、同社および当社の専務取締役として海外事業を総括するなどの豊富なグローバル経験と実績を活かして、取締役会の構成員として、重要な業務執行の決定および他の取締役の職務の執行の監督に十分な役割を果たすことを期待するためであります。

- (注) 1. 石井一郎氏の所有する当社の株式の数は、7,100株であります。
 2. 同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

候補者番号

4

再任



ふじ た ひろ かず
藤田裕一

生年月日

1956年5月12日

略歴、地位および担当

1980年4月 東京海上火災保険株式会社入社
2011年6月 東京海上日動火災保険株式会社執行役員経理部長
2011年6月 当社執行役員経理部長
2012年6月 東京海上日動火災保険株式会社常務取締役経理部長
2012年6月 当社常務取締役経理部長
2013年7月 東京海上日動火災保険株式会社常務取締役(現職)
2013年7月 当社常務取締役(現職)

<担当>

グループ資産運用総括
財務企画部、経理部

重要な兼職の状況

東京海上日動火災保険株式会社常務取締役

■ 取締役候補者とした理由

藤田裕一氏を取締役候補者とした理由は、東京海上火災保険株式会社入社以来、主に経理業務に従事した後、同社および当社の常務取締役として経理、財務企画を担当するなどの豊富な経験と実績を活かして、取締役会の構成員として、重要な業務執行の決定および他の取締役の職務の執行の監督に十分な役割を果たすことを期待するためであります。

- (注) 1. 藤田裕一氏の所有する当社の株式の数は、10,950株であります。
2. 同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

候補者番号

5

再任



ゆき たか 隆 行
あさ 湯 浅

生年月日 1958年5月5日

略歴、地位および担当

1981年4月 東京海上火災保険株式会社入社
2012年6月 東京海上日動フィナンシャル生命保険株式会社取締役社長
2014年9月 同社取締役社長退任
2014年10月 当社常務執行役員
2015年6月 東京海上日動火災保険株式会社常務取締役(現職)
2015年6月 当社常務取締役(現職)

<担当>

グループリスク管理総括
リスク管理部、法務部、内部統制部、監査部

重要な兼職の状況

東京海上日動火災保険株式会社常務取締役

■ 取締役候補者とした理由

湯浅隆行氏を取締役候補者とした理由は、東京海上火災保険株式会社入社以来、経営企画、財務、経理業務および国内生損保事業に従事した後、同社および当社の常務取締役としてリスク管理部門を総括するなどの豊富な経験と実績を活かして、取締役会の構成員として、重要な業務執行の決定および他の取締役の職務の執行の監督に十分な役割を果たすことを期待するためであります。

- (注) 1. 湯浅隆行氏の所有する当社の株式の数は、9,400株であります。
2. 同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

候補者番号

6

再任



ひろ せ しん いち
広 瀬 伸 一

生年月日

1959年12月7日

略歴、地位および担当

1982年 4 月 東京海上火災保険株式会社入社
2013年 6 月 東京海上日動あんしん生命保険株式会社常務取締役
2014年 4 月 同社取締役社長(現職)
2014年 6 月 当社取締役(現職)

重要な兼職の状況

東京海上日動あんしん生命保険株式会社取締役社長

■ 取締役候補者とした理由

広瀬伸一氏を取締役候補者とした理由は、東京海上火災保険株式会社入社以来、主に商品企画、営業企画業務や国内生損保事業に従事し、現在では東京海上日動あんしん生命保険株式会社の取締役社長として経営の指揮を執るなどの豊富な経験と実績を活かして、取締役会の構成員として、重要な業務執行の決定および他の取締役の職務の執行の監督に十分な役割を果たすことを期待するためであります。

- (注) 1. 広瀬伸一氏の所有する当社の株式の数は、6,475株であります。
2. 同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

候補者番号

7

再任

独立役員



み むら あき お
三村 明夫

生年月日

1940年11月2日

略歴、地位および担当

1963年4月 富士製鐵株式会社入社
 1993年6月 新日本製鐵株式会社取締役
 1997年4月 同社常務取締役
 2000年4月 同社代表取締役副社長
 2003年4月 同社代表取締役社長
 2008年4月 同社代表取締役会長
 2010年6月 当社取締役(社外取締役、現職)
 2012年10月 新日鐵住金株式会社取締役相談役
 2013年6月 同社相談役
 2013年11月 同社相談役名誉会長(現職)

重要な兼職の状況

新日鐵住金株式会社相談役名誉会長
 日本郵政株式会社取締役(社外取締役)
 株式会社日本政策投資銀行取締役(社外取締役)
 株式会社産業革新機構取締役(社外取締役)
 株式会社日清製粉グループ本社取締役(社外取締役)
 日本商工会議所会頭
 東京商工会議所会頭

■ 社外取締役候補者とした理由

三村明夫氏は、社外取締役候補者であります。

同氏を社外取締役候補者とした理由は、長年の企業経営を通じて培われた経営の専門家としての同氏の見識に基づき、当社取締役会に貴重な提言をいただくとともに、適切な監督機能を果たしていただくことを期待するためであります。

■ 独立性について

1. 三村明夫氏は、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしています。
2. 同氏は、16頁に記載の社外役員の独立性判断基準を満たしています。

■ 主な活動状況

1. 三村明夫氏は、当年度に開催した12回の取締役会のうち11回に出席しました。
2. 同氏は、長年の企業経営を通じて培われた経営の専門家としての見識に基づき、取締役会において、質問、提言等を行うことにより、監督機能を果たしています。

(注)

1. 三村明夫氏の所有する当社の株式の数は、4,800株であります。
2. 同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
3. 同氏の当社社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって6年となります。
4. 当社は、現在、会社法第427条第1項の規定に基づき、同氏と会社法第423条第1項の責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任限度額は、金1,000万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額となります。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との当該責任限定契約を継続する予定であります。

候補者番号

8

再任

独立役員



さ さ き み き お
佐々木 幹 夫

生年月日

1937年10月8日

略歴、地位および担当

1960年 4 月 三菱商事株式会社入社
1992年 6 月 同社取締役
1994年 6 月 同社常務取締役
1998年 4 月 同社取締役社長
2004年 4 月 同社取締役会長
2010年 6 月 同社取締役相談役
2011年 6 月 同社相談役
2011年 6 月 当社取締役(社外取締役、現職)
2016年 4 月 三菱商事株式会社特別顧問(現職)

重要な兼職の状況

三菱商事株式会社特別顧問
株式会社三菱総合研究所取締役(社外取締役)

■ 社外取締役候補者とした理由

佐々木幹夫氏は、社外取締役候補者であります。
同氏を社外取締役候補者とした理由は、長年の企業経営を通じて培われた経営の専門家としての同氏の見識に基づき、当社取締役会に貴重な提言をいただくとともに、適切な監督機能を果たしていただくことを期待するためであります。

■ 独立性について

1. 佐々木幹夫氏は、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしています。
2. 同氏は、16頁に記載の社外役員の独立性判断基準を満たしています。

■ 主な活動状況

1. 佐々木幹夫氏は、当年度に開催した12回の取締役会の全てに出席しました。
2. 同氏は、長年の企業経営を通じて培われた経営の専門家としての見識に基づき、取締役会において、質問、提言等を行うことにより、監督機能を果たしています。

- (注)
1. 佐々木幹夫氏の所有する当社の株式の数は、1,900株であります。
 2. 同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
 3. 同氏の当社社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって5年となります。
 4. 当社は、現在、会社法第427条第1項の規定に基づき、同氏と会社法第423条第1項の責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任限度額は、金1,000万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額となります。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との当該責任限定契約を継続する予定であります。
 5. 同氏が社外取締役として在任している三菱電機株式会社は、同氏の在任中である2012年1月から3月に、防衛省、総務省等との電子システム事業に係る契約において、費用の過大計上や不適切な請求を行っていたことを理由として、指名停止または競争参加資格停止の措置を受けました。同氏は、事前には、当該事実を認識しておりませんでした。日頃から取締役会等において法令遵守の視点に立ち注意を喚起しております。事後には、取締役会等において全容説明および原因究明のための徹底した調査に加えて、再発防止に向けたさらなるコンプライアンス体制の強化等を指示しました。また、同氏が社外取締役として在任している三菱自動車工業株式会社は、同氏の在任中である2012年3月に、PCB(ポリ塩化ビフェニル)が含まれている可能性のある絶縁油を使用した機器について環境関係法令が定めるPCB廃棄物の適正な処理を行っておりませんでした。また、同氏は、同氏の在任中である2016年4月以降に、車両の型式認証取得に関して、燃費を実際よりも良く見せるための不正な操作を行っていたことおよび国内法規で定められたものと異なる試験方法をとっていたこと等が判明しました。同氏は、事前には、当該事実を認識しておりませんでした。日頃から取締役会において法令遵守の視点に立ち注意を喚起しております。事後には、当該事実についての徹底した調査および再発防止を指示しました。
 6. 同氏は、三菱電機株式会社および三菱自動車工業株式会社それぞれにおいて、2016年6月開催の定時株主総会終結の時をもって社外取締役を退任する予定であります。

候補者番号

9

再任

独立役員

え がわ まさ こ
江川 雅子

生年月日

1956年9月7日

略歴、地位および担当

1980年4月 シティバンク、エヌ・エイ東京支店入社
 1986年9月 ソロモン・ブラザーズ・インクニューヨーク本店入社
 1988年6月 ソロモン・ブラザーズ・アジア証券会社東京支店入社
 1993年12月 エス・ジー・ウォーバーグ証券会社東京支店入社
 2001年11月 ハーバード・ビジネス・スクール日本リサーチ・センター長
 2009年4月 国立大学法人東京大学理事
 2015年3月 同法人理事退任
 2015年6月 当社取締役(社外取締役、現職)
 2015年9月 一橋大学大学院商学研究科教授(現職)

重要な兼職の状況

一橋大学大学院商学研究科教授
 三井不動産株式会社取締役(社外取締役)
 旭硝子株式会社取締役(社外取締役)

■ 社外取締役候補者とした理由

江川雅子氏は、社外取締役候補者であります。

同氏を社外取締役候補者とした理由は、長年の金融機関での実務経験、コーポレートガバナンスに関する研究活動および国立大学法人東京大学における役員としての経験を通じて培われた企業経営等に関する同氏の見識に基づき、当社取締役会に貴重な提言をいただくとともに、適切な監督機能を果たしていただくことを期待するためであります。なお、同氏は、社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、当社は、上記の理由により同氏が社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。

■ 独立性について

1. 江川雅子氏は、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしています。
2. 同氏は、16頁に記載の社外役員の独立性判断基準を満たしています。

■ 主な活動状況

1. 江川雅子氏は、同氏の取締役就任後、当年度に開催した10回の取締役会の全てに出席しました。
2. 同氏は、長年の金融機関での実務経験、コーポレートガバナンスに関する研究活動および国立大学法人東京大学における役員としての経験を通じて培われた企業経営等に関する見識に基づき、取締役会において、質問、提言等を行うことにより、監督機能を果たしています。

(注) 1. 江川雅子氏の所有する当社の株式の数は、300株であります。

2. 同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
3. 同氏の当社社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって1年となります。
4. 当社は、現在、会社法第427条第1項の規定に基づき、同氏と会社法第423条第1項の責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任限度額は、金1,000万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額となります。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との当該責任限定契約を継続する予定であります。

候補者番号

10

新任



きた ざわ とし ふみ
北 沢 利 文

生年月日

1953年11月18日

略歴、地位および担当

1977年 4 月 東京海上火災保険株式会社入社
2008年 6 月 東京海上日動あんしん生命保険株式会社常務取締役企画部長
2009年 6 月 同社専務取締役企画部長
2009年 7 月 同社専務取締役
2010年 6 月 同社取締役社長
2010年 6 月 当社取締役
2014年 3 月 東京海上日動あんしん生命保険株式会社取締役社長退任
2014年 4 月 東京海上日動火災保険株式会社取締役副社長
2014年 6 月 当社副社長執行役員
2016年 3 月 当社副社長執行役員退任
2016年 4 月 東京海上日動火災保険株式会社取締役社長(現職)

重要な兼職の状況

東京海上日動火災保険株式会社取締役社長

■ 取締役候補者とした理由

北沢利文氏を取締役候補者とした理由は、東京海上火災保険株式会社入社以来、主に商品企画や国内保険営業、グループ会社経営に従事した後、東京海上日動あんしん生命保険株式会社の取締役社長を経て、現在では東京海上日動火災保険株式会社の取締役社長として同社の経営の指揮を執るなどの豊富な経験と実績を活かして、取締役会の構成員として、重要な業務執行の決定および他の取締役の職務の執行の監督に十分な役割を果たすことを期待するためであります。

- (注) 1. 北沢利文氏の所有する当社の株式の数は、31,150株であります。
2. 同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

候補者番号

11

新任



ふじ い くに ひこ
藤 井 邦 彦

生年月日

1955年6月18日

略歴、地位および担当

1978年4月 東京海上火災保険株式会社入社
 2009年6月 当社執行役員海外事業企画部部长
 2012年6月 当社常務執行役員
 2014年6月 東京海上日動火災保険株式会社常務取締役
 2014年6月 当社常務取締役
 2015年4月 当社専務取締役
 2015年4月 東京海上日動火災保険株式会社専務取締役
 2015年6月 同社専務取締役退任
 2015年6月 当社専務執行役員(現職)

<担当>

海外事業企画部(海外事業戦略(M&A、ERM(統合リスク管理)等))

■ 取締役候補者とした理由

藤井邦彦氏を取締役候補者とした理由は、東京海上火災保険株式会社入社以来、主に財務企画や海外保険事業に従事した後、当社専務執行役員としてM&Aを中心とした海外事業戦略や海外ERM(統合リスク管理)を担当するなどの豊富なグローバル経験と実績を活かして、取締役会の構成員として、重要な業務執行の決定および他の取締役の職務の執行の監督に十分な役割を果たすことを期待するためであります。

- (注) 1. 藤井邦彦氏の所有する当社の株式の数は、10,400株であります。
 2. 同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
 3. 同氏は、2016年6月開催の東京海上日動火災保険株式会社の定時株主総会日付で当社専務取締役に就任する予定であります。

候補者番号

12

新任

独立役員



ひ ぐち やす ゆき
樋 口 泰 行

生年月日

1957年11月28日

略歴、地位および担当

1980年 4 月 松下電器産業株式会社入社
1992年 4 月 株式会社ポストンコンサルティンググループ入社
1994年 7 月 アップルコンピュータ株式会社入社
1997年 7 月 コンパックコンピュータ株式会社入社
2000年10月 同社取締役コンシューマビジネス統括本部長
2002年11月 日本ヒューレット・パッカード株式会社執行役員
2003年 5 月 同社代表取締役社長
2005年 5 月 株式会社ダイエー代表取締役社長
2007年 3 月 マイクロソフト株式会社代表執行役COO
2008年 4 月 同社取締役代表執行役社長
2008年 4 月 マイクロソフトコーポレーションコーポレートバイス
プレジデント(現職)
2015年 7 月 日本マイクロソフト株式会社代表執行役会長(現職)

重要な兼職の状況

日本マイクロソフト株式会社代表執行役会長
マイクロソフトコーポレーションコーポレートバイスプレジデント
アスクール株式会社取締役(社外取締役)
株式会社フェイス取締役(社外取締役)

■ 社外取締役候補者とした理由

樋口泰行氏は、社外取締役候補者であります。
同氏を社外取締役候補者とした理由は、長年の企業経営を通じて培われた経営の専門家としての同氏の見識に基づき、当社取締役会に貴重な提言をいただくとともに、適切な監督機能を果たしていただくことを期待するためであります。

■ 独立性について

1. 樋口泰行氏は、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしています。
2. 同氏は、16頁に記載の社外役員の独立性判断基準を満たしています。

- (注)
1. 樋口泰行氏は、当社の株式を所有しておりません。
 2. 同氏と当社との間に特別な利害関係はありません。
 3. 同氏の選任が承認された場合、当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同氏と会社法第423条第1項の責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく責任限度額は、金1,000万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額となります。

ご参考

社外役員の独立性判断基準 **別表**

(東京海上ホールディングス コーポレートガバナンス基本方針第16条)

当社の社外取締役および社外監査役については、以下のいずれにも該当しない場合に、当社からの独立性があると判断する。

- ①当社またはその子会社の業務執行者である者
- ②過去10年間に於いて当社またはその子会社の業務執行者であった者
- ③当社もしくは主な事業子会社を主要な取引先とする者(直近事業年度における当社または主な事業子会社との取引額が、その連結売上高の2%以上の者をいう。)またはその業務執行者である者
- ④当社もしくは主な事業子会社の主要な取引先である者(直近事業年度における当社または主な事業子会社との取引額が、当社の連結経常収益の2%以上の者をいう。)またはその業務執行者である者
- ⑤当社もしくは主な事業子会社が、その資金調達において必要不可欠とし、代替性がない程度に依存している金融機関その他の大口債権者またはその業務執行者である者
- ⑥当社または主な事業子会社から寄付を受けている法人、組合その他の団体であって、直近事業年度における当該寄付の額が一定額(1,000万円または当該団体の直近事業年度における総収入額の2%のいずれか高い額をいう。)を超えるものの業務執行者である者
- ⑦当社またはその子会社の取締役、監査役または執行役員の配偶者または三親等以内の親族である者
- ⑧当社または主な事業子会社から役員報酬以外に報酬を受けているコンサルタント、会計士、弁護士その他の専門家であって、直近事業年度における当該報酬の額が一定額(1,000万円または当該専門家が所属する法人、組合その他の団体の直近事業年度における総収入額の2%のいずれか高い額をいう。)を超えるもの
- ⑨直近事業年度末において、当社の総株主の議決権の10%以上の議決権を保有する者またはその業務執行者である者

以上

添付書類

2015年度〔2015年4月1日から 2016年3月31日まで〕事業報告

1. 保険持株会社の現況に関する事項

(1) 企業集団の事業の経過及び成果等

当年度の世界経済は、米国では緩やかな成長が続く一方、欧州における景気回復の鈍化傾向および中国をはじめとする新興国経済の減速により、全体では景気回復が弱まりました。

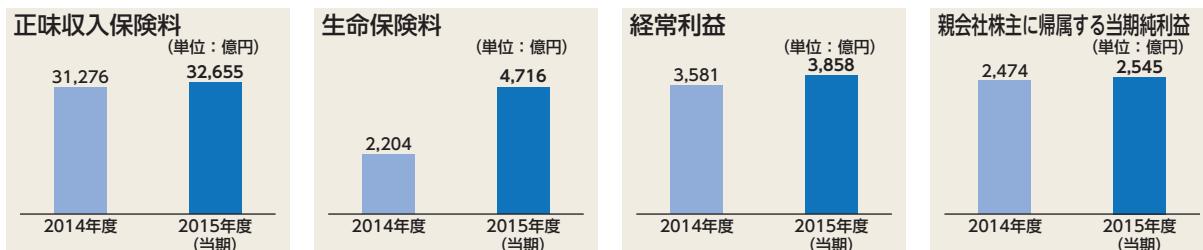
わが国経済は、個人消費の回復に力強さが欠けるなど、景気は足踏み状態となりました。

損害保険業界では、自動車保険を中心に収入保険料が増加しました。また、生命保険業界では、個人保険の保有契約高の減少傾向に歯止めがかかりました。

こうした状況のなか、東京海上グループは、中期経営計画「To Be a Good Company 2017」の初年度にあたり、持続的な利益成長を進め、より一層バランスのとれた事業ポートフォリオの構築を目指し、積極的に事業を推進しました。

当社の連結決算につきましては、台風15号等の国内の自然災害に係る発生保険金の増加があったものの、海外の自然災害が少なかったことや保険営業の伸展等により、親会社株主に帰属する当期純利益は 2,545億円と、4年連続で過去最高益を更新しました。

区 分	2014年度	2015年度(当期)	増減率
経常収益	4兆3,279億円	4兆5,790億円	5.8%
うち正味収入保険料	3兆1,276億円	3兆2,655億円	4.4%
うち生命保険料	2,204億円	4,716億円	114.0%
(除く変額年金保険)	(8,928億円)	(8,609億円)	(△3.6%)
経常利益	3,581億円	3,858億円	7.7%
親会社株主に帰属する 当期純利益	2,474億円	2,545億円	2.9%



※「企業結合に関する会計基準」等の改正に伴い、前年度までの当社の連結決算における「当期純利益」を、「親会社株主に帰属する当期純利益」と表示しております(以下の諸表でも同様であります)。

また、事業セグメントごとの経常収益および経常利益は、次のとおりとなりました。

事業セグメント	経常収益		経常利益	
	2014年度	2015年度 (当期)	2014年度	2015年度 (当期)
国内損害保険事業	2兆5,727億円	2兆7,391億円	2,039億円	2,393億円
国内生命保険事業	3,274億円	4,842億円	191億円	283億円
海外保険事業	1兆4,235億円	1兆4,284億円	1,287億円	1,122億円
金融・一般事業	748億円	762億円	63億円	58億円

※本表の数値は、子会社からの配当金収入を除くなど、事業セグメントの実態を表すために必要な調整を行っております。

■国内損害保険事業

東京海上日動火災保険株式会社(以下「東京海上日動」といいます)の業績につきましては、正味収入保険料は、自動車保険や火災保険を中心に増収したことにより、2兆1,283億円と前年度に比べ4.5%の増加となりました。損害保険事業の収益性の指標であるコンバインド・レシオは、正味収入保険料の増加を主因として90.6%となり、前年度に比べ0.8ポイント改善しました。

また、資産運用等損益は、海外保険会社の買収資金の調達を目的とした子会社からの配当金収入の増加を主因として、前年度に比べ1,594億円増加し3,620億円となりました。こうした結果、経常利益は前年度に比べ1,131億円増加し3,772億円となり、当期純利益は前年度に比べ1,162億円増加し3,016億円となりました。

東京海上日動は、販売基盤の拡充を進めるとともに、超保険を核としたコンサルティング販売の強化により、生損一体のビジネスモデルの深化に取り組んでおります。加えて、

社会環境の変化に対応した商品、サービスの開発にも積極的に取り組みました。

商品としては、高齢化・過疎化という地域社会の環境変化を踏まえ、住民の移動手段の確保が難しい地域において自家用車を用いた運送事業を行うNPO法人等向けに、新たな自動車保険を開発しました。また、中小企業の海外進出に伴うリスクに対応するため、海外PL保険(英文生産物賠償責任保険)の補償内容を拡充しました。

通信技術を活用した自動車保険の新しいサービスとしては、スマートフォンが事故の発生を自動的に検知して事故連絡先を表示する個人契約者向けの「B-Contact」および保険会社への事故自動通知機能や事故防止支援機能等を実現した法人契約者向けの「ドライブエージェント」を開始しました。さらに、サイバーリスク保険の補償内容拡充に合わせ、従業員教育ツールの提供やリスク管理体制の簡易診断を行う「サイバーリスク総合支援サービス」を開始しました。

資産運用に関しましては、健全な財務基盤の維持を目的としたリスク管理の下、資産の流動性と収益の安定性を確保する方針で取り組みました。政策株式につきましては、資本効率の向上を目指して引き続き売却を進めました。

日新火災海上保険株式会社(以下「日新火災」といいます)の業績につきましては、正味収入保険料は、自動車保険の増収により、1,386億円と前年度に比べ1.5%の増加となりました。一方、自然災害に係る発生保険金の増加等による保険引受利益の減少により、経常利益は97億円と前年度に比べ79億円の減少となり、当期純利益は61億円と前年度に比べ64億円の減少となりました。日新火災は、最も身近で信頼されるリテール損害保険会社を目指し、シンプルでわかりやすい商品の提供に努めました。

■国内生命保険事業

東京海上日動あんしん生命保険株式会社(以下「あんしん生命」といいます)の業績につきましては、医療保険やがん保険の新商品の発売および生損一体の取り組みの強化等により、新契約年換算保険料は1,197億円と前年度に比べ4.9%の増加となりました。また、変額年金保険の解約の影響はあったものの、それを上回る新規契約を獲得したことにより、保有契約年換算保険料は7,965億円と前年度に比べ4.2%の増加となりました。経常利益は、変額年金保険の解約による準備金の戻し入れ等により、前年度に比べ83億円増

加し290億円となりました。一方、当期純利益は、前年度に繰延税金資産計上による税負担の軽減効果があったことの反動等により、前年度に比べ140億円減少し147億円となりました。

あんしん生命は、保障性商品の販売を強化しており、がん保険の新商品として、「がん治療支援保険NEO」および「がん診断保険R」を発売しました。前者は、最新の治療実態に合わせて抗がん剤治療の保障を充実させた商品であります。また、後者は、70歳までの保険料合計額から給付金合計額を差し引いた残額をお客様にお戻しする商品であります。さらに、短期長期の入院、在宅療養および就業不能等、お客様の様々なニーズに合った保障を提供できる医療保険の新商品「メディカルKitNEO」を発売しました。

■海外保険事業

海外保険事業では、グローバルな成長とリスク分散の実現を目指して、積極的に事業を展開しました。生損保合算の保険料収入は、現地通貨ベースでは増加しましたが、一部通貨の円高進行により、円換算後では、1兆1,915億円と前年度に比べ1.4%の減少となりました。経常利益は、自然災害に係る発生保険金は減少したものの、大口事故や一部通貨の円高進行により、1,122億円と前年度に比べ165億円の減少となりました。

米国のフィラデルフィア社は、特定の業種や顧客セグメントに特化した戦略を推進したことにより、正味収入保険料は28.3億米ドル(3,423億円)と前年度に比べ5.6%増加しました。米国のデルファイ社は、従業員の福利厚生に関する保険について収益性を重視した引受を行ったことにより、生損保合算の保険料収入は17.7億米ドル(2,141億円)と前年度に比べ0.4%減少しました。英国のトウキョウ・マリオン・キルン社は、マーケットにおいて保険料率が低下傾向にあるなか、米国ビジネスの拡大による増収もあり、正味収入保険料は7.8億英ポンド(1,411億円)と前年度に比べ6.7%増加しました。再保険事業を営むトウキョウ・ミレニアム・リー社は、自然災害以外のリスクの引受拡大等により、正味収入保険料は13.3億米ドル(1,615億円)と前年度に比べ32.7%増加しました。

当社は、昨年10月、東京海上日動を通じて、米国の保険グループであるエイチシーシー・インシュアランス・ホールディングス・インコーポレイテッド(以下「HCC社」といいます)を買収し、子会社化いたしました。同社は、特定のリスクを対象とし、専門性の高いアンダーライティングを必要とする保険(スペシャルティ保険)の分野において、世界トッ

プクラスの優良会社であります。また、同社の事業ポートフォリオは収益性が高くかつ分散が効いていることに加え、当社グループの既存事業との重複は限定的であります。したがって、本件買収によって、事業ポートフォリオの一層の分散が進み、グループ全体の資本効率の向上と収益の持続的な成長を可能とするグループの経営基盤が強化されました。

新興国市場における損害保険事業では、中国やブラジル等で、自動車保険の販売好調により増収しました。一方、生命保険事業につきましては、シンガポールにおける一部商品の売り止めを主因として減収となりました。

中国事業につきましては、東京海上日動火災保険(中国)有限公司が中国で5拠点目となる浙江支店を開設しました。また、当社グループは、保有していた富徳生命人壽保険株式有限公司の全株式を売却しましたが、複数の企業への出資継続を含めた多面的な取り組みを行っており、引き続き生損保両分野において同事業の積極的な推進を目指しております。

■金融・一般事業

金融事業では、東京海上アセットマネジメント株式会社による年金の運用受託や投資信託の運用等、安定的な収益基盤であるアセットマネジメント事業(フィービジネス)を中心に取り組みました。

一般事業では、人材派遣、不動産管理等の事業に引き続き取り組みました。

■CSR

東京海上日動は、東北大学と共同で地震津波リスクの研究に取り組んでおり、本年3月には、同大学と共催で東日本大震災5年「震災を忘れない」フォーラムを仙台で開催しました。同フォーラムでは、災害に負けないまちの実現に向けて、防災、減災や継続的な復興支援に関するパネルディスカッションを実施しました。また、マングローブ植林や国内環境保護活動等を通じて地球環境保護にも継続的に取り組んでおります。

■対処すべき課題

2016年度の世界経済は、米国を中心に緩やかな成長が続くと見込まれますが、中国経済の減速や地政学リスクの高まりが懸念されます。

わが国経済は、外部環境の不確実性が高まるなか、マイナス金利政策も含めた金融緩和が強化されており、個人消費や設備投資を中心に緩やかに景気が回復することが期待されます。

また、先進的なテクノロジーの進化等を踏まえて事業活動を推進する必要性が、急速に高まっております。

こうした状況のなか、東京海上グループは、中期経営計画「To Be a Good Company 2017」の達成に向けて、「リスクベース経営(ERM)」を基軸に、資本効率の高い事業への投資やグローバルなリスク分散を進め、強みである財務の健全性を確保するとともに、利益成長と資本効率を持続的に高めていきます。

また、本年4月、グループ一体経営の強化を図るため、グループの経営体制を変更しました。新たなグループ経営体制では、グループCEOが、これまで以上にグローバルなグループ経営に注力します。また、資本政策、事業戦略、資産運用、リスク管理、人事等の各機能のグローバルな責任体制を明確にするため、機能毎にグループを総括するグループチーフオフィサーを設置しました。こうした体制の下、東京海上グループは、国内外のグループ各社の強みを結び付けるとともに、グループの専門性を結集し、自然災害リスクの高まりやテクノロジーの進化といった環境変化にも対応しながら、成長を加速させてまいります。

国内損害保険事業では、生損一体のビジネスモデルの深化、損害サービスの競争力化により、お客様から選ばれる力を高め、収益の拡大を図ります。また、お客様のニーズの変化や人工知能、ビッグデータ、自動運転等に代表される先進的なテクノロジーの進化等の環境変化を的確にとらえ、新たな商品、サービスを開発していきます。加えて、規律ある引受の強化や事業費の効率的な活用により、コンバインド・レシオについて95%を安定的に下回る水準を確保するとともに、持続的な利益成長を目指します。

国内生命保険事業では、損害保険代理店による生命保険販売力を強化する取り組みやお客様の視点に立った生損一体の取り組みを継続的に進めてまいります。また、低金利環境の長期化が見込まれるなか、引き続き資産と負債の総合管理(ALM)を基本とした資産運用を行うとともに、就業不能、医療、介護等の分野への保障を提供する「生存保障革命」を推進することで、保障性商品の販売を強化してまいります。

海外保険事業では、内部成長の強化と規律ある戦略的なM&Aの実施により、引き続き、先進国と新興国、元受保険と再保険、損害保険と生命保険等、バランスのとれた成長戦略

を推進します。

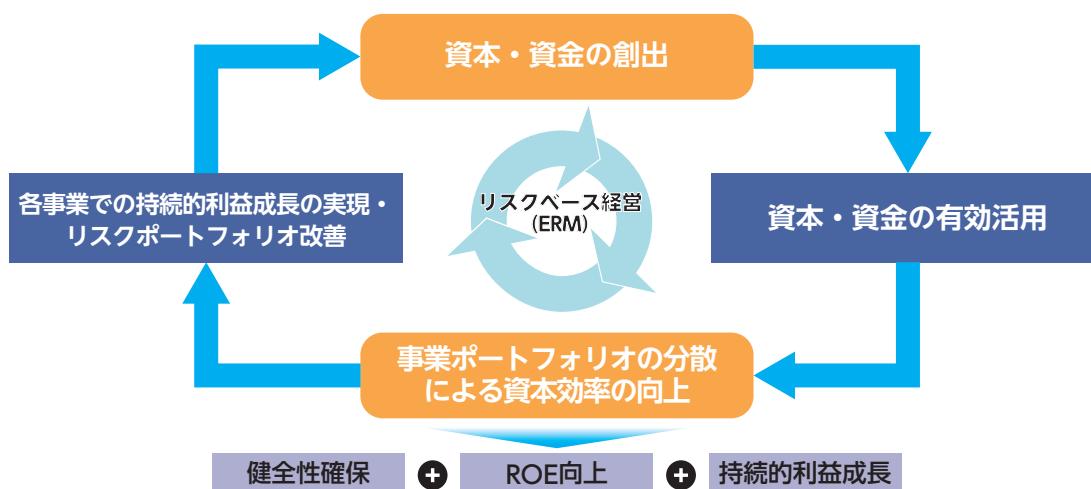
また、HCC社を買収したことにより、当社グループのグローバルネットワークを活用して同社の強みであるスペシャルティ保険を販売することや、当社グループの強固な財務基盤等を活用して同社の保険引受能力をさらに拡大することができます。これらを通じて、グループ全体で一層の資本効率の向上と収益の拡大を目指してまいります。なお、HCC社の収益は、2016年度から当社グループに貢献することとなります。

これらの各事業を支えていくのは人であり、当社グループは社員誰もが健康で能力を最大限に発揮しグループの成長に貢献できるよう取り組んでおります。当年度は、経済産業省と東京証券取引所が共同で企画する「健康経営銘柄」および「なでしこ銘柄」に選定されましたが、引き続き女性の活躍推進、グローバル人材の育成、障がい者雇用等に積極的に取り組んでまいります。

株主還元につきましては、配当を基本とする方針としており、利益水準の向上を通じた配当の充実を図ってまいります。

東京海上グループは、「お客様の信頼をあらゆる活動の原点におく」という経営理念に基づき、収益性、成長性および健全性を兼ね備えた企業グループとしてさらに発展していくために、グループを挙げて業務に邁進してまいります所存でございます。お客様や社会から広く信頼される「良い会社(Good Company)」を築いてまいりますので、株主の皆様におかれましては、なにとぞ一層のご指導とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

【中期経営計画「To Be a Good Company 2017」の全体像】



- (注) 1. 本事業報告における金額および株数等は記載単位未満を切り捨てて表示、増減率等の比率は小数第2位を四捨五入し小数第1位まで表示しております(以下の諸表でも同様であります)。
2. 各事業セグメントの経常収益および経常利益として記載している数値は、連結損益計算書に計上する経常収益および経常利益として調整を行う前の数値であります。
3. コンバインド・レシオとは、保険料を分母、保険金と経費を分子としてパーセントで表す損害保険会社の収益指標で、100%は収支均衡を示します。
4. 海外保険事業において正味収入保険料等として記載の円貨額は、昨年12月末の為替相場による換算額であります。
5. トウキョウ・マリン・キルン社の正味収入保険料には、トウキョウ・マリン・アンダーライティング・リミテッド社およびトウキョウ・マリン・キルン・インシュアランス・リミテッド社の正味収入保険料を含みます。

(2) 企業集団及び保険持株会社の財産及び損益の状況の推移

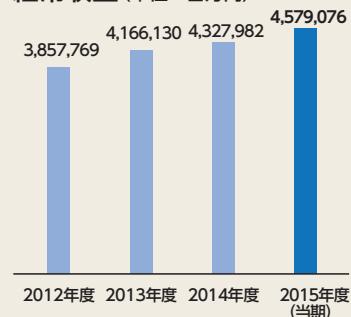
イ 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度(当期)
	百万円	百万円	百万円	百万円
経 常 収 益	3,857,769	4,166,130	4,327,982	4,579,076
経 常 利 益	207,457	274,386	358,182	385,825
親会社株主に帰属する当期純利益	129,578	184,114	247,438	254,540
包 括 利 益	548,251	442,277	997,024	△14,543
純 資 産 額	2,363,183	2,739,114	3,609,655	3,512,656
総 資 産	18,029,442	18,948,000	20,889,670	21,855,328

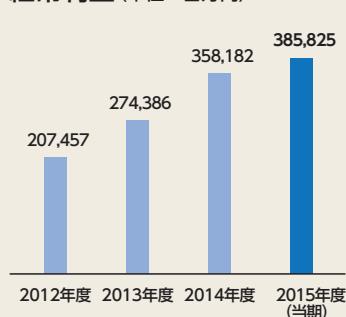
ロ 保険持株会社の財産及び損益の状況の推移

区 分	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度(当期)
	百万円	百万円	百万円	百万円
営 業 収 益	48,718	19,442	149,751	96,736
受 取 配 当 金	42,798	13,106	143,701	89,455
保険業を営む子会社等	41,898	11,600	142,215	82,782
その他の子会社等	900	1,506	1,486	6,673
当 期 純 利 益	41,860	12,384	141,734	57,402
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	54円57銭	16円14銭	185円57銭	76円06銭
	百万円	百万円	百万円	百万円
総 資 産	2,509,192	2,478,082	2,509,565	2,486,765
保険業を営む子会社等株式等	2,421,006	2,374,845	2,383,545	2,333,913
その他の子会社等株式等	75,081	81,718	80,857	80,627

経常収益 (単位：百万円)



経常利益 (単位：百万円)



親会社株主に帰属する当期純利益 (単位：百万円)



(3) 企業集団の主要な事務所の状況(2016年3月31日現在)

イ 当社

事務所名	所在地	設置年月日
本社	東京都千代田区丸の内一丁目2番1号	2002年4月2日

(注) 設置年月日には、会社の設立年月日を記載しております。

ロ 子会社等

事業セグメント	会社名	事務所名	所在地	設置年月日	
国内損害保険事業	東京海上日動火災保険(株)	本社	東京都千代田区丸の内一丁目2番1号	1944年 3月20日	
		北海道			北海道支店 他6部支店
		東北			仙台支店 他9部支店
		関東			東京中央支店 他31部支店
		東海・北陸			愛知南支店 他25部支店
		関西			大阪南支店 他24部支店
		中国・四国			広島支店 他14部支店
		九州			福岡中央支店 他13部支店
	日新火災海上保険(株)	本社(東京本社)、さいたま本社	東京都千代田区神田駿河台二丁目3番地	1908年 6月10日	
国内生命保険事業	東京海上日動あんしん生命保険(株)	本社	東京都千代田区丸の内一丁目2番1号	1996年 8月6日	

(次頁に続く)

事業セグメント	会社名	事務所名	所在地	設置年月日
海外保険事業	フィラデルフィア・コンソリデイティッド・ホールディング・コーポレーション	本社	米国・ペンシルバニア州・バラキンウィッド	1981年 7月6日
	デルファイ・ファイナンシャル・グループ・インコーポレイテッド	本社	米国・デラウェア州・ウィルミントン	1987年 5月27日
	エイチシーシー・インシュアランス・ホールディングス・インコーポレイテッド	本社	米国・デラウェア州・ドーバー	1991年 3月27日
	トウキョウ・マリン・キルン・グループ・リミテッド	本社	英国・ロンドン	1994年 7月11日
金融・一般事業	東京海上アセットマネジメント(株)	本社	東京都千代田区丸の内一丁目3番1号	1985年 12月9日

- (注) 1. 本表は子会社等のうち、主要なものについて記載しております。
2. 事務所名には、主要な事務所の名称を記載しております。
3. 所在地には、本社の所在地を記載しております。
4. 設置年月日には、会社の設立年月日を記載しております。

(4) 企業集団の使用人の状況

事業セグメント	前期末	当期末	当期増減(△)
国内損害保険事業	20,119名	20,221名	102名
国内生命保険事業	2,267名	2,301名	34名
海外保険事業	9,739名	12,707名	2,968名
金融・一般事業	1,661名	1,673名	12名
合計	33,786名	36,902名	3,116名

- (注) エイチシーシー・インシュアランス・ホールディングス・インコーポレイテッドおよびその傘下の保険会社等を買収したことなどに伴い、当期末の使用人の人数が前期末と比べ増加しております。

(5) 企業集団の主要な借入先の状況(2016年3月31日現在)

事業セグメント	会社名	借入先	借入金残高
国内損害保険事業	東京海上日動火災保険(株)	(株)三菱東京UFJ銀行	146,484百万円
		シンジケートローン	270,432百万円

- (注) シンジケートローンは、株式会社三菱東京UFJ銀行をアレンジャーとするものであります。

(6) 企業集団の資金調達の状況

国内損害保険事業を営む東京海上日動火災保険株式会社は、エイチシーシー・インシュアランス・ホールディングス・インコーポレイテッドおよびその傘下の保険会社等の買収資金の一部に充当するため、株式会社三菱東京UFJ銀行をアレンジャーとするシンジケートローンにより、2,400百万米ドル(270,432百万円)の資金調達を行いました。また、東京海上日動火災保険株式会社は、上記の資金調達の実行に先立ち、短期つなぎ資金として、株式会社三菱東京UFJ銀行から同額の借入れを行い、複数回の借換えを行いました。2015年12月21日までに返済を全て完了しております。

(7) 企業集団の設備投資の状況

イ 設備投資の総額

事業セグメント	金額
国内損害保険事業	10,670百万円
国内生命保険事業	321百万円
海外保険事業	3,867百万円
金融・一般事業	287百万円
合計	15,147百万円

- (注) 1. 金額には、当年度中の設備投資の総額を記載しております。
2. 金額として記載の円貨額には、外貨建設設備投資の昨年12月末の為替相場による換算額が一部含まれております。

ロ 重要な設備の新設等

該当ありません。

(8) 重要な親会社及び子会社等の状況(2016年3月31日現在)

イ 親会社の状況

該当ありません。

ロ 子会社等の状況

会社名	所在地	主要な事業内容	設立年月日	資本金	当社が有する子会社等の議決権比率	備考
東京海上日動火災保険(株)	東京都千代田区	損害保険業	1944年 3月20日	百万円 101,994	% 100.0	—
日新火災海上保険(株)	東京都千代田区	損害保険業	1908年 6月10日	百万円 20,389	% 100.0	—
イーデザイン損害保険(株)	東京都新宿区	損害保険業	2009年 1月26日	百万円 24,803	% 90.5	—

(次頁に続く)

会社名	所在地	主要な事業内容	設立年月日	資本金	当社が有する子会社等の議決権比率	備考
東京海上日動あんしん生命保険(株)	東京都千代田区	生命保険業	1996年 8月6日	百万円 55,000	% 100.0	—
東京海上ミレア少額短期保険(株)	横浜市西区	少額短期保険業	2003年 9月1日	百万円 895	% 100.0	—
東京海上アセットマネジメント(株)	東京都千代田区	投資顧問業 投資信託業	1985年 12月9日	百万円 2,000	% 100.0 (100.0)	—
トウキョウ・マリン・ノースアメリカ・インコーポレイテッド	米国・デラウェア州・ウィルミントン	持株会社	2011年 6月29日	千米ドル 0 (0百万円)	% 100.0 (100.0)	—
フィラデルフィア・コンソリデイティッド・ホールディング・コーポレーション	米国・ペンシルバニア州・バラキンウィッド	持株会社	1981年 7月6日	千米ドル 1 (0百万円)	% 100.0 (100.0)	—
フィラデルフィア・インデムニティー・インシュアランス・カンパニー	米国・ペンシルバニア州・バラキンウィッド	損害保険業	1927年 2月4日	千米ドル 4,500 (507百万円)	% 100.0 (100.0)	—
ファースト・インシュアランス・カンパニー・オブ・ハワイ・リミテッド	米国・ハワイ州・ホノルル	損害保険業	1982年 8月6日	千米ドル 4,272 (481百万円)	% 100.0 (100.0)	—
トウキョウ・マリン・アメリカ・インシュアランス・カンパニー	米国・ニューヨーク州・ニューヨーク	損害保険業	1998年 8月13日	千米ドル 5,000 (563百万円)	% 100.0 (100.0)	—
デルファイ・ファイナンシャル・グループ・インコーポレイテッド	米国・デラウェア州・ウィルミントン	持株会社	1987年 5月27日	千米ドル 1 (0百万円)	% 100.0 (100.0)	—
セイフティ・ナショナル・カジュアリティ・コーポレーション	米国・ミズーリ州・セントルイス	損害保険業	1942年 11月28日	千米ドル 30,000 (3,380百万円)	% 100.0 (100.0)	—
リライアンス・スタンダード・ライフ・インシュアランス・カンパニー	米国・イリノイ州・シカゴ	生命保険業	1907年 4月2日	千米ドル 56,003 (6,310百万円)	% 100.0 (100.0)	—
リライアンス・スタンダード・ライフ・インシュアランス・カンパニー・オブ・テキサス	米国・テキサス州・ヒューストン	生命保険業	1983年 8月16日	千米ドル 700 (78百万円)	% 100.0 (100.0)	—

(次頁に続く)

会社名	所在地	主要な 事業内容	設 立 年 月 日	資 本 金	当社が有する 子会社等の議 決権比率	備 考
エイチシーシー・インシ ュアランス・ホールディ ングス・インコーポレイ テッド	米国・デラウェア 州・ドーバー	持株会社	1991年 3月27日	千米ドル 1 (0百万円)	% 100.0 (100.0)	—
ヒューストン・カジュア ルティ・カンパニー	米国・テキサス州・ ダラス	損害保険業	1981年 5月27日	千米ドル 5,000 (563百万円)	% 100.0 (100.0)	—
ユーエス・スペシャルテ ィ・インシュアランス・カ ンパニー	米国・テキサス州・ ダラス	損害保険業	1986年 10月28日	千米ドル 4,200 (473百万円)	% 100.0 (100.0)	—
エイチシーシー・ライフ・ インシュアランス・カン パニー	米国・インディア ナ州・インディア ナポリス	生命保険業	1980年 12月3日	千米ドル 2,500 (281百万円)	% 100.0 (100.0)	—
トウキョウ・マリン・キル ン・グループ・リミテッド	英国・ロンドン	持株会社	1994年 7月11日	千英ポンド 1,010 (163百万円)	% 100.0 (100.0)	—
トウキョウ・マリン・アン ダーライティング・リミ テッド	英国・ロンドン	損害保険業	2008年 10月27日	千英ポンド 0 (0百万円)	% 100.0 (100.0)	—
エイチシーシー・インタ ーナショナル・インシュ アランス・カンパニー・ピ ーエルシー	英国・ロンドン	損害保険業	1981年 7月22日	千米ドル 61,360 千英ポンド 96,047 (22,466百万円)	% 100.0 (100.0)	—
トウキョウ・ミレニアム・ リー・アーゲー	スイス・チューリ ッヒ	損害保険業	2000年 3月15日	千スイスフラン 227,675 (26,578百万円)	% 100.0 (100.0)	—
トウキョウ・マリン・アジ ア・プライベート・リミテ ッド	シンガポール・シ ンガポール	持株会社	1992年 3月12日	千シンガポールドル 586,971 千タイバーツ 542,000 (50,629百万円)	% 100.0	—
トウキョウ・マリン・イン シュアランス・シンガポ ール・リミテッド	シンガポール・シ ンガポール	損害保険業	1923年 7月11日	千シンガポールドル 100,000 (8,331百万円)	% 100.0 (100.0)	—
トウキョウ・マリン・ライ フ・インシュアランス・シ ンガポール・リミテッド	シンガポール・シ ンガポール	生命保険業	1948年 5月21日	千シンガポールドル 36,000 (2,999百万円)	% 85.7 (85.7)	—

(次頁に続く)

会社名	所在地	主要な事業内容	設立年月日	資本金	当社が有する子会社等の議決権比率	備考
トウキョウ・マリン・インシュアランス・マレーシア・ベルハッド	マレーシア・クアラルンプール	損害保険業	1999年 4月28日	千マレーシアリンギット 403,471 (11,658百万円)	% 100.0 (100.0)	—
トウキョウ・マリン・ライフ・インシュアランス・マレーシア・ベルハッド	マレーシア・クアラルンプール	生命保険業	1998年 2月11日	千マレーシアリンギット 226,000 (6,530百万円)	% 100.0 (100.0)	—
エーデルワイス・トウキョウ・ライフ・インシュアランス・カンパニー・リミテッド	インド・ムンバイ	生命保険業	2009年 11月25日	千インドルピー 2,615,921 (4,449百万円)	% 49.0 (49.0)	—
トウキョウ・マリン・セグラー・エス・エー	ブラジル・サンパウロ	損害保険業	1937年 6月23日	千ブラジルリアル 547,768 (17,182百万円)	% 97.7 (97.7)	—

- (注) 1. 本表は、子会社等のうち重要なものについて記載しております。
2. エイチシーシー・インシュアランス・ホールディングス・インコーポレイテッド、ヒューストン・カジュアルティ・カンパニー、ユーエス・スペシャルティ・インシュアランス・カンパニー、エイチシーシー・ライフ・インシュアランス・カンパニーおよびエイチシーシー・インターナショナル・インシュアランス・カンパニー・ピーエルシーは、2015年10月27日付で当社の子会社となったため、本表に記載しております。
3. エスアイジー・ホールディングス・インコーポレイテッド、キルン・アンダーライティング・リミテッド、トウキョウ・ミレニアム・リー・ユークー・リミテッド、トキオマリン・ブルーベル・リ・リミテッドおよびアジア・ジェネラル・ホールディングス・リミテッドは、重要性の基準を見直したことにより、本表に記載しておりません。
4. 資本金の()内に記載した円貨額は、当社決算日の為替相場による換算額であります。なお、複数の通貨建てで資本金を有する会社については、各通貨の円貨への換算額の合計を記載しております。
5. 当社が有する子会社等の議決権比率の()内には、子会社の所有割合を内数で記載しております。

(9) 企業集団の事業の譲渡・譲受け等の状況

事業譲渡等の日付	事業譲渡等の状況
2015年10月27日	<p>東京海上日動火災保険株式会社は、2015年10月27日付で、米国のスペシャルティ保険グループであるエイチシーシー・インシュアランス・ホールディングス・インコーポレイテッドおよびその傘下の保険会社等の買収に関する手続きを完了しました。取得原価は、898,012百万円であります。なお、対象会社の概要および株式取得の目的は、以下のとおりであります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象会社の概要 <ul style="list-style-type: none"> 社名：エイチシーシー・インシュアランス・ホールディングス・インコーポレイテッド 本社：米国・デラウェア州・ドーバー 事業内容：傘下に保険会社等を有する持株会社 ・株式取得の目的 <ul style="list-style-type: none"> 同社の事業ポートフォリオは収益性が高くかつ分散が効いていることに加え、当社グループの既存事業との重複は限定的であることから、本件買収によって、事業ポートフォリオの一層の分散を進め、グループ全体の資本効率の向上と収益の持続的な成長を可能とするグループの経営基盤を強化するものであります。
2016年3月18日	<p>東京海上日動火災保険株式会社およびトウキョウ・マリン・アジア・プライベート・リミテッドは、2016年3月18日付で、中国の生命保険会社である富徳生命人壽保険株式有限公司の全ての保有株式について、富徳保険控股株式有限公司への譲渡手続きを完了しました。譲渡金額は、51,550百万円であります。</p>

(10) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当ありません。

2. 会社役員に関する事項

(1) 会社役員 の 状況(2016年3月31日現在)

氏 名	地位及び担当	重要な兼職	その他
隅 修三	取締役会長(代表取締役)	東京海上日動火災保険株式会社取締役会長 株式会社三菱東京UFJ銀行取締役(社外取締役) 株式会社豊田自動織機取締役(社外取締役) 公益社団法人経済同友会副代表幹事	注3. ご参照
永野 毅	取締役社長(代表取締役)	東京海上日動火災保険株式会社取締役社長	注4. ご参照
大庭 雅志	取締役副社長(代表取締役) 担当：資本政策総括 (CFO)、経営企画部、国内 事業企画部	—	—
石井 一郎	専務取締役(代表取締役) 担当：海外事業総括、海外 事業企画部(北米、中南米、 アジア(中国、東アジアを 除く)、オセアニア)	東京海上日動火災保険株式会社専務取締役	—
藤田 裕一	常務取締役 担当：財務企画部、経理 部	東京海上日動火災保険株式会社常務取締役	—
湯浅 隆行	常務取締役 担当：リスク管理総括 (CRO)、リスク管理部、 法務部、内部統制部、監 査部	東京海上日動火災保険株式会社常務取締役	—
広瀬 伸一	取締役	東京海上日動あんしん生命保険株式会社取締役社長	—
三村 明夫	取締役(社外取締役)	新日鐵住金株式会社相談役名誉会長 日本郵政株式会社取締役(社外取締役) 株式会社日本政策投資銀行取締役(社外取締役) 株式会社産業革新機構取締役(社外取締役) 株式会社日清製粉グループ本社取締役(社外取締役) 日本商工会議所会頭 東京商工会議所会頭	—
佐々木幹夫	取締役(社外取締役)	三菱商事株式会社相談役 三菱電機株式会社取締役(社外取締役) 三菱自動車工業株式会社取締役(社外取締役) 株式会社三菱総合研究所取締役(社外取締役)	注5. ご参照
江川 雅子	取締役(社外取締役)	一橋大学大学院商学研究科教授 三井不動産株式会社取締役(社外取締役) 旭硝子株式会社取締役(社外取締役)	—

(次頁に続く)

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
玉井 孝明	常勤監査役	—	注6. ご参照
伊藤 卓	常勤監査役	—	—
川本 裕子	監査役(社外監査役)	早稲田大学大学院ファイナンス研究科教授 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ取締役	注7. ご参照
堀井 昭成	監査役(社外監査役)	一般財団法人キヤノングローバル戦略研究所理事・特別顧問	注8. ご参照
和仁 亮裕	監査役(社外監査役)	弁護士	注9. ご参照

- (注) 1. 社外取締役または社外監査役との記載は、会社法施行規則第2条第3項第5号に定める社外役員であることを示しております(以下、本事業報告において同様であります)。
2. 三村明夫、佐々木幹夫、江川雅子、川本裕子、堀井昭成および和仁亮裕の各氏は、株式会社東京証券取引所が定める独立役員であります。
3. 隅 修三氏は、2016年4月1日付で東京海上日動火災保険株式会社相談役に就任しています。
4. 永野 毅氏は、2016年4月1日付で東京海上日動火災保険株式会社取締役会長に就任しています。
5. 佐々木幹夫氏は、2016年4月1日付で三菱商事株式会社特別顧問に就任しています。
6. 玉井孝明氏は、当社および東京海上日動火災保険株式会社において経理部門担当役員としての経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しています。
7. 川本裕子氏は、長年の金融機関に関する研究活動等の経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しています。同氏が教授を務める早稲田大学大学院ファイナンス研究科は、2016年4月1日付で同大学院の他の研究科と統合し、同大学院経営管理研究科となりました。また、同氏は、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループにおいて、業務執行に携っていません。
8. 堀井昭成氏は、日本銀行における役職員としての長年の経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しています。
9. 和仁亮裕氏は、金融機関の企業法務に携わる弁護士としての長年の経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しています。

(2) 会社役員に対する報酬等

区 分	支給人数	報酬等
取締役	13名	438百万円
監査役	6名	101百万円
計	19名	540百万円

- (注) 1. 支給人数には、2015年6月29日開催の第13回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役3名および監査役1名が含まれております。
2. 報酬等には、上記1. の取締役3名および監査役1名に対する報酬等が含まれております。
3. 報酬等のうち、取締役に對する新株予約権に関する報酬等は92百万円であります。
4. 取締役および監査役の報酬限度額は以下のとおりであります。

区 分	株主総会で定められた報酬限度額	
取締役	月額報酬等	月額 50百万円
	新株予約権に関する報酬等	年額 140百万円
監査役	月額報酬等	月額 12百万円
計	月額報酬等	月額 62百万円
	新株予約権に関する報酬等	年額 140百万円

(3) 責任限定契約

氏 名	責任限定契約の内容の概要
三村 明夫(社外取締役)	当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、左記の各氏と会社法第423条第1項の責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任限度額は、金1,000万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額となります。
佐々木幹夫(社外取締役)	
江川 雅子(社外取締役)	
川本 裕子(社外監査役)	
堀井 昭成(社外監査役)	
和仁 亮裕(社外監査役)	

3. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況(2016年3月31日現在)

社外役員の兼職につきましては、前記「2. 会社役員に関する事項 (1) 会社役員の状況」に記載のとおりであります。

各社外役員の兼職先のうち、新日鐵住金株式会社、株式会社日清製粉グループ本社、三菱商事株式会社、三菱電機株式会社、三菱自動車工業株式会社、旭硝子株式会社および株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループは、当社保険子会社と相当額の保険取引がありますが、各社外役員は、当社が定める社外役員の独立性判断基準を満たしています。

（2）社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会等への出席状況	取締役会等における発言その他の活動状況
三村 明夫 (社外取締役)	5年 9カ月	当年度に開催した12回の実務取締役会のうち11回に出席しました。	長年の企業経営を通じて培われた経営の専門家としての見識に基づき、質問、提言等を行うことにより、監督機能を果たしています。
佐々木幹夫 (社外取締役)	4年 9カ月	当年度に開催した12回の実務取締役会の全てに出席しました。	長年の企業経営を通じて培われた経営の専門家としての見識に基づき、質問、提言等を行うことにより、監督機能を果たしています。
江川 雅子 (社外取締役)	9カ月	同氏の取締役就任後、当年度に開催した10回の実務取締役会の全てに出席しました。	長年の金融機関での実務経験、コーポレートガバナンスに関する研究活動および国立大学法人東京大学における役員としての経験を通じて培われた企業経営等に関する見識に基づき、質問、提言等を行うことにより、監督機能を果たしています。
川本 裕子 (社外監査役)	9年 9カ月	当年度に開催した12回の実務取締役会のうち11回に、また、11回の監査役会の全てに出席しました。	長年のコンサルティング会社での実務経験や研究活動等を通じて培われた企業経営に関する見識に基づき、質問、提言等を行うことにより、監査機能を果たしています。
堀井 昭成 (社外監査役)	4年 9カ月	当年度に開催した12回の実務取締役会および11回の監査役会の全てに出席しました。	長年の日本銀行における役職員としての経験を通じて培われた見識に基づき、質問、提言等を行うことにより、監査機能を果たしています。
和仁 亮裕 (社外監査役)	1年 9カ月	当年度に開催した12回の実務取締役会および11回の監査役会の全てに出席しました。	長年の弁護士としての経験を通じて培われた企業法務に関する見識に基づき、質問、提言等を行うことにより、監査機能を果たしています。

- (注) 1. 在任期間には、当年度末現在の在任期間を記載しております。
 2. 取締役会等への出席状況および取締役会等における発言その他の活動状況には、社外監査役の監査役会への出席状況および監査役会における発言その他の活動状況についても記載しております。
 3. 当年度に開催した12回の実務取締役会のうち、11回は定時取締役会、1回は臨時取締役会であります。また、当年度に開催した11回の監査役会は全て定時監査役会であります。

(3) 社外役員に対する報酬等

	支給人数	保険持株会社からの報酬等	保険持株会社の親会社等からの報酬等
報酬等合計	7名	60百万円	—

- (注) 1. 支給人数には、2015年6月29日開催の第13回定時株主総会終結の時をもって退任した社外取締役1名が含まれております。
2. 保険持株会社からの報酬等には、上記1. の社外取締役1名に対する報酬等が含まれております。
3. 保険持株会社からの報酬等のうち、新株予約権に関する報酬等は5百万円であります。
4. 支給人数および保険持株会社からの報酬等の内訳は以下のとおりであります。
- ・社外取締役 4名 30百万円
 - ・社外監査役 3名 29百万円

(4) 社外役員の意見

該当ありません。

4. 株式に関する事項

(1) 株式数(2016年3月31日現在)

発行可能株式総数 3,300,000千株
発行済株式の総数 757,524千株(自己株式2,839千株を含みます)

(2) 当年度末株主数 81,811名

(3) 大株主(2016年3月31日現在)

株主の氏名又は名称	当社への出資状況	
	持株数等 千株	持株比率 %
日本マスタートラスト信託銀行株式会社信託口	41,070	5.4
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社信託口	37,873	5.0
ステートストリートバンクアンドトラストカンパニー 505001	26,776	3.5
明治安田生命保険相互会社	15,779	2.1
ザバンクオブニューヨークメロンエスエーエヌブイ 10	12,921	1.7
ジェーピーモルガンチェースバンク 385632	12,731	1.7
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社信託口9	11,823	1.6
ステートストリートバンクアンドトラストカンパニー 505225	11,101	1.5
日本マスタートラスト信託銀行株式会社退職給付信託口・三菱商事株式会社口	10,832	1.4
ステートストリートバンクウェストクライアントトリートイー 505234	10,301	1.4

- (注) 1. 日本マスタートラスト信託銀行株式会社退職給付信託口・三菱商事株式会社口の持株10,832千株は、三菱商事株式会社が退職給付信託として信託設定した信託財産であります。
2. 持株比率は、自己株式2,839千株を控除して計算しております。

所有者別株式分布状況

合計(100%)



<当年度末発行済株式総数 757,524千株>

5. 新株予約権等に関する事項

「5. 新株予約権等に関する事項」につきましては、法令および当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.tokiomarinehd.com/>)に掲載しております。

6. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
PwCあらかた監査法人 指定社員：佐々木貴司 荒川 進 出澤 尚	132百万円	会計監査人が対価を得て行う非監査業務(公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務)の内容：国際財務報告基準(IFRS)に関連した会計アドバイザリー・サービス等

- (注) 1. 当社監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の遂行状況および報酬見積り額の算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法に基づく監査に関する報酬等の額と金融商品取引法に基づく監査の一部に関する報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、本表の当該事業年度に係る報酬等にはこれらの合計額を記載しております。
3. 会計監査人に当社および子法人等が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は、1,002百万円であります。

(2) 責任限定契約

該当ありません。

(3) 会計監査人に関するその他の事項

イ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、以下のとおり、会計監査人の解任または不再任の決定の方針を定めております。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項に定める事由に該当すると認める場合には、全監査役の同意に基づき、会計監査人を解任する。また、監査役会は、会計監査人の専門的知見、監査能力、監査品質、当社からの独立性その他の適格性を監査役会の定める評価基準に従い総合的に評価し、会計監査人の適格性に問題があると認める場合その他適当と判断される場合には、会計監査人の解任または不再任を内容とする議案を株主総会に提出することを決定する。

ロ 保険持株会社の会計監査人以外の監査法人による保険持株会社の重要な子法人等の計算関係書類の監査

海外の子法人等は、PwCあらかた監査法人の提携先であるプライスウォーターハウスクーパース等の海外の監査法人等による計算関係書類の監査を受けております。

7. 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当ありません。

8. 業務の適正を確保するための体制

(1) 業務の適正を確保するための体制の整備についての決議の内容の概要

当社は、業務の適正を確保するための体制(以下「内部統制システム」といいます)の整備について、取締役会決議により、「内部統制基本方針」を定めております。「内部統制基本方針」につきましては、法令および当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.tokiomarinehd.com/>)に掲載しております。

(2) 内部統制システムの運用状況の概要

イ 内部統制システム全般

当社は、「内部統制基本方針」を定め、これに沿ってグループ会社の経営管理、コンプライアンス、リスク管理、監査役監査の実効性確保等を含む東京海上グループ全体の内部統制システムを整備することにより、業務の適正を確保するとともに企業価値の向上に努めております。また、内部統制システムの整備および運用状況のモニタリングを実施し、取締役会委員会である内部統制委員会での審議結果に基づき、年に2回、取締役会がその内容を確認しております。さらに、モニタリングの結果等を踏まえて、内部統制システムの改善および強化に継続的に取り組んでおります。

ロ グループ会社の経営管理に関する取り組み

当社は、グループ会社における業務の適正を確保し、職務の執行が法令および定款に適合することを確保することなどを目的として、グループ会社が遵守すべき各種基本方針等を定めております。また、毎年、新設または改定の要否を検討することとしており、当年度も一部基本方針の見直しを行いました。

当社は、「東京海上グループ グループ会社の経営管理に関する基本方針」において、主なグループ会社の業務に係る重要事項のうち当社が事前に承認するものおよび当社への報告を求めるものを明確化しており、同方針に基づき、主なグループ会社の事業計画等について事前に承認を行っております。

ハ コンプライアンスに関する取り組み

当社グループは、役職員が遵守すべき法令、社内ルール等の周知徹底を図るために、毎年、役職員を対象とする研修を行っております。

当社グループは、役職員がコンプライアンス上の問題について内部通報するためのホットラインを設け、研修等を通じてその利用につき周知を図るとともに、通報案件に対応しております。

当社は、当年度、当社グループの海外ビジネスの拡大を踏まえ、特に海外においてリスクの高い贈収賄や経済制裁等について、外部専門機関を活用してリスクの評価を行いました。今後は、このリスク評価を踏まえ管理態勢の整備を進めてまいります。

二 リスク管理に関する取り組み

当社は、グループの財務の健全性や業務継続性に極めて大きな影響を及ぼす重要なリスクを特定し、当該リスクへの対応策を策定のうえ、その実施状況について内部統制委員会での審議を経て、取締役会において確認しております。当年度は、グループの業務継続に重大な影響を及ぼすと考えられる巨大地震を想定した災害対策に関するグループ共通のルールを定めました。

当社は、格付けの維持および倒産の防止を目的として、保有しているリスク対比で実質純資産が十分な水準にあることを多角的に検証し、財務の健全性が確保されていることを、取締役会において確認しております。

ホ 監査役監査の実効性確保に関する取り組み

当社においては、監査役が取締役会その他の重要な会議に出席するとともに、重要な決裁書類の閲覧等を行うことで、取締役の職務の執行状況を確認できるようにするなど、監査役の監査が実効的に行われることを確保するために十分な情報を提供しております。

当社の内部監査部門は、監査役に対し、内部監査計画、内部監査結果および内部監査計画の振返りの報告をしております。

当社は、内部通報のためのホットラインの運用状況について、年に4回、監査役に報告しております。

9. 特定完全子会社に関する事項

(1) 特定完全子会社の名称及び住所

東京海上日動火災保険株式会社

東京都千代田区丸の内一丁目2番1号

(2) 当社及び完全子会社等における特定完全子会社の株式の当事業年度の末日における帳簿価額の合計額

2,086,778百万円

(3) 当社の当事業年度に係る貸借対照表の資産の部に計上した額の合計額

2,486,765百万円

10. 親会社等との間の取引に関する事項

該当ありません。

11. 会計参与に関する事項

該当ありません。

12. その他

該当ありません。

2015年度(2016年3月31日現在)連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金及び預貯金	1,031,610	保険契約準備金	15,144,114
コーポレーション	21,000	支払備金	2,663,123
買現先勘定	4,999	責任準備金等	12,480,991
債券貸借取引支払保証金	21,597	社 他 債	77,677
買入金銭債権	1,345,859	そ の 他 負 債	2,291,591
金銭の信託	63,049	債券貸借取引受入担保金	704,077
有価証券	15,457,012	その他の負債	1,587,513
貸付金	878,951	退職給付に係る負債	242,952
有形固定資産	277,413	役員退職慰労引当金	21
土地	129,017	賞与引当金	57,355
建物	120,194	特別法上の準備金	88,144
建設仮勘定	56	価格変動準備金	88,144
その他の有形固定資産	28,145	繰延税金負債	361,960
無形固定資産	1,022,112	負ののれん	69,827
ソフトウェア	37,817	支払承諾	9,026
のれん	534,593	負債の部合計	18,342,671
その他の無形固定資産	449,700	(純資産の部)	
その他資産	1,692,808	資 本 金	150,000
退職給付に係る資産	12,440	利益剰余金	1,531,072
繰延税金資産	33,558	自己株式	△10,742
支払承諾見返	9,026	株主資本合計	1,670,329
貸倒引当金	△16,111	その他有価証券評価差額金	1,601,187
資産の部合計	21,855,328	繰延ヘッジ損益	19,870
		為替換算調整勘定	210,134
		退職給付に係る調整累計額	△16,796
		その他の包括利益累計額合計	1,814,395
		新株予約権	2,485
		非支配株主持分	25,445
		純資産の部合計	3,512,656
		負債及び純資産の部合計	21,855,328

2015年度 (2015年4月1日から 2016年3月31日まで) 連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額
経常収益	4,579,076
保険引受収益	3,921,369
正味取入	3,265,578
取入積立	125,092
積立生命保険等	51,814
その他の保険引受	471,666
資産運用収益	7,217
利息及び配当金	555,912
金銭の信託運用	386,507
売却目的有価証券	345
有価証券売却益	4,552
有価証券償還	163,043
金融派生商品	488
支那の他運用	43,520
積立保険料等	9,269
その他の経常収益	△51,814
その他の経常収益	101,793
負ののれん償却	10,229
その他の経常収益	91,564
経常費用	4,193,251
保険引受費用	3,370,943
正味支払調査	1,662,021
損害手数料及び集金	127,732
諸手数料	663,787
満期返戻金	222,046
契約者配当	155
生命保険金等	410,957
支那の他準備金	164,785
責任準備金等	108,482
その他の保険引受費用	10,974
資産運用費用	107,878
有価証券売却損	20,465
有価証券評価損	16,555
有価証券償還	933
特別勘定資産運用	35,387
その他の運用費用	34,536
営業費及び一般管理	697,309
その他の経常費用	17,120
支那の他	7,465
貸倒損	97
持分法による投資	2,421
保険業法第113条延資産	3,826
その他の経常費用	3,308
経常利益	385,825

(右上に続く)

科 目	金 額
特別利益	687
固定資産処分	348
その他の特別利益	339
特別損失	13,668
固定資産処分	1,042
減損	2,215
特別法上の準備金繰入	5,199
価格変動準備金	(5,199)
その他の特別損失	5,210
税金等調整前当期純利益	372,845
法人税及び住民税等	107,596
法人税等調整額	9,268
法人税等調整額計	116,865
当期純利益	255,980
非支配株主に帰属する当期純利益	1,439
親会社株主に帰属する当期純利益	254,540

2015年度(2016年3月31日現在)貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	71,911	流動負債	2,345
現金及び預金	55,158	未払金	503
前払費用	0	未払費用	329
未収入金	16,736	未払法人税等	923
その他	16	未払事業所税	11
固定資産	2,414,853	未払消費税等	121
有形固定資産	227	預り金	3
建物	160	賞与引当金	452
車両運搬具	18	固定負債	188
工具、器具及び備品	49	退職給付引当金	188
無形固定資産	0	負債合計	2,534
電話加入権	0	(純資産の部)	
投資その他の資産	2,414,625	株主資本	2,481,745
関係会社株式	2,414,540	資本金	150,000
その他	84	資本剰余金	1,511,485
資産合計	2,486,765	資本準備金	1,511,485
		利益剰余金	831,002
		その他利益剰余金	831,002
		別途積立金	332,275
		繰越利益剰余金	498,726
		自己株式	△10,742
		新株予約権	2,485
		純資産合計	2,484,231
		負債純資産合計	2,486,765

2015年度 〔 2015年4月1日から 2016年3月31日まで 〕 損益計算書

(単位：百万円)

	科 目	金 額	
営	業 収 益		
	関係会社受取配当金 関係会社入手料	89,455 7,280	96,736
営	業 費 用		
	販売費及び一般管理費	8,932	8,932
営	業 外 収 益		87,803
	受取利息	20	
	受取配当金	11	
	未払配当金除斥益	42	
	受取事務手数料	15	
	その他	0	91
	業外費用	842 149	992
特	経 常 利 益		86,902
	別 利 益		
	固定資産売却益	1	1
	別 損 失		
特	関係会社株式評価損	27,331	
	固定資産除却損	1	27,333
	税引前当期純利益		59,571
	法人税、住民税及び事業税	2,168	2,168
	当 期 純 利 益		57,402

連結計算書類に係る会計監査人監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2016年5月18日

東京海上ホールディングス株式会社
取締役会 御 中

PwCあらた監査法人

指定社員 業務執行社員 公認会計士 佐々木貴司 ㊟

指定社員 業務執行社員 公認会計士 荒川 進 ㊟

指定社員 業務執行社員 公認会計士 出澤 尚 ㊟

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、東京海上ホールディングス株式会社の2015年4月1日から2016年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東京海上ホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2016年5月18日

東京海上ホールディングス株式会社
取締役会 御中

PwCあらた監査法人

指定社員 業務執行社員 公認会計士 佐々木貴司 ㊟

指定社員 業務執行社員 公認会計士 荒川 進 ㊟

指定社員 業務執行社員 公認会計士 出澤 尚 ㊟

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東京海上ホールディングス株式会社の2015年4月1日から2016年3月31日までの第14期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2015年度(2015年4月1日から2016年3月31日まで)における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

- (1) 監査役会は、監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役、監査役および内部監査部門その他の使用人等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)の状況を監査役会が定めた内部統制システムに係る監査役監査の実施基準に準拠し監視および検証いたしました。
 - ③ 財務報告に係る内部統制については、取締役等およびPwCあらた監査法人から当該内部統制の評価および監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表)およびその附属明細書ならびに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人PwCあらた監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人PwCあらた監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2016年5月19日

東京海上ホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役	玉井孝明	㊟
常勤監査役	伊藤卓	㊟
監査役	川本裕子	㊟
監査役	堀井昭成	㊟
監査役	和仁亮裕	㊟

(注) 監査役 川本裕子、堀井昭成、和仁亮裕は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

以上

ご参考

東京海上ホールディングス コーポレートガバナンス基本方針

第1章 コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方

(コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方)

第1条 当社は、「東京海上グループ経営理念」を定め、株主、お客様、社会、社員などのステークホルダーに対する責任を果たしていくことで、グループの企業価値を永続的に高める。そのために、当社は、健全で透明性の高いコーポレートガバナンスを構築し、内部統制基本方針に基づき、持株会社として東京海上グループ各社を適切に統治する。

第2章 株主の権利・平等性の確保

(株主の権利・平等性の確保)

第2条 当社は、株主総会における議決権の行使が適切になされるよう環境を整備する。

- 2 当社は、株主配当政策を安定的に維持すること等を通じて、株主還元の充実に努める。
- 3 当社は、株主総会における議決権の行使や剰余金の配当の支払いにおいて、株主をその有する株式の内容および数に応じて平等に取り扱う。

(政策保有に関する方針)

第3条 政策保有株式については、事業子会社(当社が議決権の過半数を直接有する会社をいう。以下同じ。)の一部が主として取引関係の強化を図り、当社グループの企業価値を高める目的で保有する。ただし、当社グループの資本を株価変動の影響を受けにくいものに改善するとともに、資本効率の向上を図る観点から、引き続き総量の削減に努める。

(関連当事者間の取引)

第4条 当社は、取締役会規則や「東京海上グループグループ内取引等の管理に関する基本方針」を定め、役員や子会社等との関連当事者取引については取締役会が監視することとし、会社や株主共同の利益を害することのないよう努める。

第3章 株主以外のステークホルダーとの適切な協働 (株主以外のステークホルダーとの適切な協働)

第5条 当社は、「東京海上グループ経営理念」を定め、株主の負託に応え、収益性、成長性、健全性を備えた事業をグローバルに展開するとともに、お客様へ安心と安全を提供し、社員が創造性を発揮できる企業風土を構築し、広く社会の発展に貢献することにより、企業価値を永続的に高めることに努める。

第4章 適切な情報開示と透明性の確保

(適切な情報開示と透明性の確保)

第6条 当社は、「東京海上グループ 情報開示に関する基本方針」を定め、経営の透明性や公平性を確保することを目的として、会社の経営成績等の財務情報や経営理念、経営計画等の非財務情報の適時、適切な開示に努める。

第5章 取締役会等の責務

(取締役会および取締役の役割)

第7条 取締役会は、重要な業務執行の決定を行うとともに、取締役の職務の執行を監督する。

- 2 当社は、取締役会規則を定め、取締役会が行う重要な業務執行の決定の内容を定める。ここでいう重要な業務執行の決定には、グループの経営戦略の策定、グループの経営計画の策定、グループの内部統制システムの構築、一定の規模を超える事業投資の決定を含む。
- 3 各取締役は、取締役会が第1項に定める責務を十分に全うできるように努める。
- 4 当社は、取締役会での決定を要しない業務執行の決定を業務執行役員に委任する。

(取締役会の構成、取締役の任期)

第8条 取締役の数は、10名程度とする。このうち、原則として3名以上を社外取締役とする。

- 2 取締役会の実効性を確保するために、取締役の選任にあたっては、多様な分野の知見、専門性を備えたバランスのとれた構成とする。
- 3 取締役の任期は1年とし、再任を妨げないものとする。

(取締役の選任要件)

第9条 当社および主な事業子会社(東京海上日動火災保険株式会社、日新火災海上保険株式会社および東京海上日動あんしん生命保険株式会社をいう。以下同じ。)の取締役は、会社の業態をよく理解し、会社経営に必要な広範な知識を有し、取締役会の構成員として会社の重要な業務執行を決定するに十分な判断力を有している者とする。

2 当社および主な事業子会社の社外取締役は、前項に定める要件を満たすことに加え、グローバル企業経営、金融、財務・会計、法律、法令遵守等内部統制、技術革新、HRM(ヒューマン・リソース・マネジメント)等の分野で高い見識と豊富な経験を有し、原則として、第16条に定める独立性判断基準を満たす者とする。

3 当社グループの保険会社の常務に従事する取締役は、第1項に定める要件に加え、保険業法第8条の2に規定する「保険会社の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験」を有し、かつ「十分な社会的信用」を有している者とする。

(監査役の役割)

第10条 監査役は、株主の負託を受けた独立の機関として、企業の健全で公正な経営に寄与し、社会的信頼に応えることを目的に、取締役の職務執行を監査する。

(監査役会の構成)

第11条 監査役の数は、5名程度とする。このうち、原則として過半数を社外監査役とする。

(監査役の選任要件)

第12条 当社および主な事業子会社の監査役は、監査役としての職務能力、過去の実績・経験等を勘案し、質の高い監査を実施することによって、会社の健全で持続的な成長を確保し、社会的信頼に応える良質な企業統治体制の確立に寄与することができる者とする。

2 当社および主な事業子会社の社外監査役は、前項に定める要件を満たすことに加え、グロー

バル企業経営、金融、財務・会計、法律、法令遵守等内部統制、技術革新、HRM(ヒューマン・リソース・マネジメント)等の分野で高い見識と豊富な経験を有し、原則として、第16条に定める独立性判断基準を満たす者とする。

3 当社グループの保険会社の監査役は、前2項に定める要件に加え、保険業法第8条の2に規定する「保険会社の取締役の職務の執行の監査を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験」を有し、かつ「十分な社会的信用」を有している者とする。

(執行役員の選任要件)

第13条 当社および主な事業子会社の執行役員は、役員としてのコンピテンシーの発揮度、過去の実績・経験、人物等を勘案し、会社の業務執行の責任者となりうる者とする。

(指名委員会の役割)

第14条 当社は、取締役会の諮問機関として、指名委員会を設置する。

2 指名委員会は、次の事項を審議し、取締役会に対して答申する。

- ①当社および主な事業子会社の取締役・監査役・執行役員の選任・解任
- ②当社および主な事業子会社の取締役・監査役・執行役員の選任要件

(指名委員会の構成)

第15条 指名委員会は、5名程度の委員で構成する。

2 指名委員会は、原則として、委員の過半数を社外委員とし、委員長は社外委員から選出する。

(社外役員の独立性判断基準)

第16条 当社の社外取締役および社外監査役の独立性は、以下に該当しないことをもって判断する。その詳細は別表に定める。

- ①当社の経営者または従業員である(あった)者
- ②当社と重要な取引関係がある会社の経営者または従業員である者
- ③当社の役員と親族関係にある者

- ④当社のアドバイザーとして役員報酬以外に一定額を超える報酬を受けている者
- ⑤当社の主要な株主またはその経営者もしくは従業員である者

(報酬委員会の役割)

第17条 当社は、取締役会の諮問機関として、報酬委員会を設置する。

2 報酬委員会は、次の事項を審議し、取締役会に対して答申する。

- ①当社および主な事業子会社の取締役・執行役員の業績評価
- ②当社および主な事業子会社の役員報酬体系および水準

(報酬委員会の構成)

第18条 報酬委員会は、5名程度の委員で構成する。

2 報酬委員会は、原則として、委員の過半数を社外委員とし、委員長は社外委員から選出する。

(役員報酬の決定に関する方針)

第19条 当社および主な事業子会社の役員報酬の決定にあたっての方針は、以下の通りとする。

- ①役員報酬に対する「透明性」「公正性」「客観性」を確保する。
 - ②業績連動報酬の導入により、業績向上に対するインセンティブを強化する。
 - ③経営戦略に基づき定めた会社業績指標等に対する達成度に連動した報酬、および当社株価に連動した報酬を導入し、株主とリターンを共有することでアカウンタビリティを果たす。
 - ④経営目標に対する役員の個人業績を客観的に評価するプロセスを通じて、成果実力主義の徹底を図る。
- 2 当社および主な事業子会社の役員報酬の水準は、職責に応じて役位別に基準額を設定し、当社業績や他社水準等を勘案の上、決定する。
- 3 当社は、経営戦略に基づき定めた会社業績指標等に対する達成度により、毎年、業績評価を行い、その評価結果を役員報酬に反映させる。

(役員報酬体系)

第20条 常勤取締役および執行役員に対する報酬は、定額報酬、業績連動報酬(会社業績および個人業績に連動する)および株式報酬型ストックオプションで構成する。

- 2 非常勤取締役に対する報酬は、定額報酬および株式報酬型ストックオプションで構成する。
- 3 監査役に対する報酬は、定額報酬のみで構成する。

(事業子会社の統治方法)

第21条 当社は、事業子会社の経営管理やグループのコンプライアンス、リスク管理、内部監査等に関する基本的な事項を、グループの各種基本方針で規定し、これらに基づく体制の構築・運用を通じて事業子会社を統治する。

- 2 当社は、経営戦略に基づき定めた会社業績指標等に対する達成度により、毎年、主な事業子会社の業績評価を行い、その評価結果を当該事業子会社の役員報酬に反映させる。
- 3 主な事業子会社の役員報酬体系は、原則として当社と同じ体系とする。

(役員に対するトレーニングの方針)

第22条 当社は、取締役、監査役および執行役員が、それぞれに求められる役割や責務を適切に果たすことが出来るよう、知識の習得および更新の機会を必要に応じて設ける。

第6章 株主との対話

(株主との建設的な対話に関する方針)

第23条 当社は、株主との建設的な対話を促進するために、次の基本方針に沿って、体制整備と取組みに努める。

- ①当社は、株主との対話のための活動全般を統括する業務執行役員を置くとともに、企画、実施するための専門部署(IR担当部署)を設置する。
- ②当社は、決算発表、投資家向け説明会等の株主との対話に向けて、IR担当部署が、関連部署と連携して、株主に正確で偏りのない情報を提供する。

- ③当社は、株式の保有状況や株主の意見等を踏まえ、株主との建設的な対話の手段の充実を図る。
- ④当社は、株主との対話において寄せられた意見について、定期的に整理、分析を行い、取締役会に報告する。
- ⑤当社は、取締役会決議により定めた「インサイダー取引防止規程」に基づき、未公表の重要事実の管理を徹底するとともに、未公表の重要事実を用いずに株主との対話を行う。

第7章 改廃権限 (改廃権限)

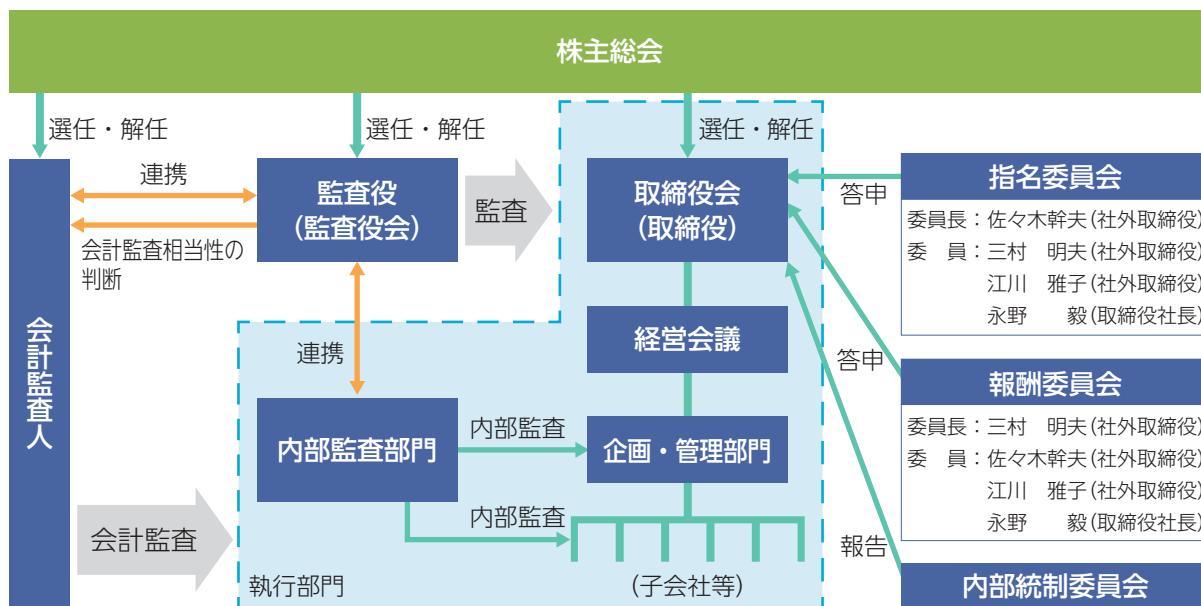
第24条 本基本方針の改廃は、取締役会において決定する。ただし、軽微な修正は経営企画部担当の業務執行役員が行うことができる。

(注) 第16条にいう「別表」につきましては、16頁をご参照ください。

2016年4月28日改定

以上

コーポレートガバナンス体制の概要



「健康経営銘柄2016」に選定される

当社は、経済産業省と東京証券取引所が共同で企画する「健康経営銘柄2016」に選定されました。

「健康経営」とは、従業員等の健康管理を経営的な視点で考え、戦略的に実践することをいいます。「健康経営銘柄」は、「健康経営」に取り組むことで、組織の活性化や中長期的な業績・企業価値の向上を実現し、投資家からの理解と評価が得られることを期待して選定されるものです。

東京海上日動は、「お客様に“あんしん”をお届けし、選ばれ、成長し続ける会社」であるために、その原動力となる社員と家族の心身の健康は重要なテーマであると考えています。同社では、東京海上グループの目指す「Good Company」を創る原点は「健康経営」そのものであるという理念の下、健康増進、生活習慣改善、重症化予防、メンタルヘルス等の課題に対して取り組んでいます。また、お客様企業に対する健康経営推進の支援、健康経営普及に向けた情報発信についても積極的に行っています。

「健康経営銘柄2016」のロゴ



「健康経営」のイメージ図



2015年度「なでしこ銘柄」に選定される

当社は、経済産業省と東京証券取引所が共同で企画する「なでしこ銘柄」に選定されました。

「なでしこ銘柄」は、東京証券取引所の上場企業の中から、女性が働き続けるための環境整備を含め、女性の活躍を積極的に進めている企業を業種ごとに選定するもので、2012年度に創設されました。当社の選定は2013年度に続き2回目となります。

東京海上日動は、「期待し」「鍛え」「活躍する機会と場を提供する」ことを「3つのK」と名付け、ストレッチした役割付与の徹底、研修等による育成の強化、積極的な人事異動による様々な職務の経験を通じて、女性管理職を多く輩出することを目指しています。こうした取り組みの結果、2004年には8名であった女性管理職が、2016年に202名に増加するとともに、2015年には女性の常務執行役員が初めて誕生するなど、女性社員の活躍の場は大きく広がっています。

今後も、女性社員が自律的にキャリアを構築することができるよう、チャレンジの場を提供し、女性の活躍推進に取り組んでいきます。

「なでしこ銘柄」のロゴ



仕事と育児の両立支援研修の様子



東京海上グループのCSRの取り組み

東京海上グループは、1999年に「マングローブ植林プロジェクト」を開始し、継続的にマングローブの植林活動を行っています。2015年8月には、海外を含むグループ会社社員やその家族53名が、ベトナムでのマングローブ植林ボランティアに参加しました。

また、東京海上日動は、「お客様とともに環境保護活動を行うこと」をコンセプトに、国内環境保護活動として、日本各地域のNPO等と協働し市民参加型の環境保護イベントを開催しています。2015年度は、19の地域で44のイベントを開催し、森林や里山、川の流域や海を守る活動を実施しました。

植林したマングローブ



国内環境保護活動(海岸線のクリーンアップ)

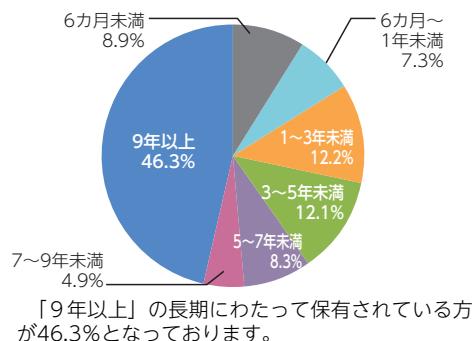


「株主さま向けアンケート」結果ご報告

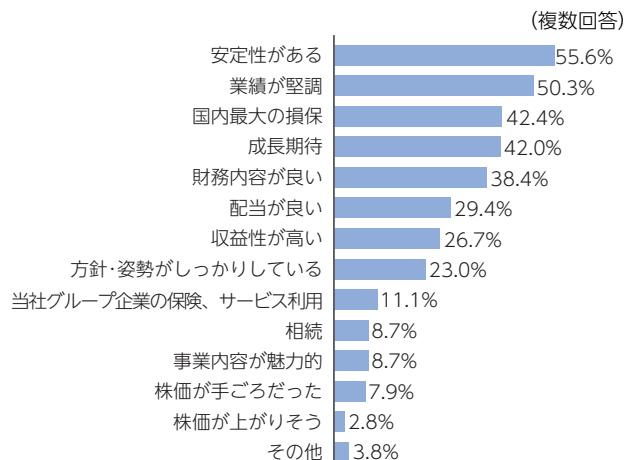
株主の皆さまにおかれましては、「第14期中間報告書」（昨年12月に発送）において実施した「株主さま向けアンケート」にご協力いただき、誠にありがとうございました。アンケートにおいて頂戴したご意見は、今後の事業活動の参考にさせていただきます。

以下にアンケート結果の一部をご報告します。

■当社株式の保有年数をお知らせください

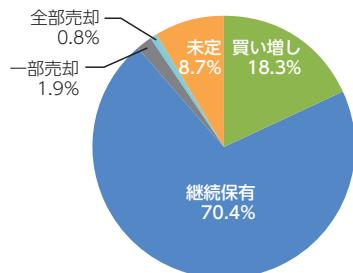


■当社株式をどのような理由で取得されましたか



■当社株式に対して

今後どのような方針をお持ちですか



「継続保有」と「買い増し」を合計すると88.7%となり、多くの方が今後も保有されるご意向であることがうかがえます。

「安定性がある」「業績が堅調」のご回答が上位を占めるとともに、「成長期待」「財務内容が良い」「配当が良い」のご回答の割合が昨年よりも上昇しております。

アンケートでいただいたご意見の一部をご紹介します。

- ・着実に増配しており、長年株式を保有していた甲斐がありました。今後も継続して保有していくつもりなので、益々の増配を期待します。
- ・日本国内はもちろんですが、海外においても事業が一層発展することを祈念しています。
- ・しっかりした経営方針、姿勢を持った会社だと思います。安定性、将来性を感じています。

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、以下の事項をご了承のうえ、議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

(注) インターネットによる議決権行使には、議決権電子行使プラットフォームを利用した議決権行使を含みます。

1. インターネットによる議決権行使

(1) インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話(iモード、EZweb、Yahoo!ケータイ)から当社の指定する議決権行使サイト(<http://www.evote.jp/>)にアクセスして行ってください。ただし、午前2時から午前5時までではご利用いただけません。

(注) 1. 「iモード」は株式会社NTTドコモ、「EZweb」はKDDI株式会社、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.の商標または登録商標です。

2. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用(インターネット接続料金・電話料金・パケット通信料等)は株主様のご負担となりますので、ご了承ください。

(2) 議決権行使サイトにおいて、同封の議決権行使書用紙に記載の「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。なお、株主様以外の第三者による不正アクセスや議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイトにおいて「仮パスワード」の変更をお願いしております。

(3) パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット利用環境によっては行えない場合もございますので、ご了承ください。

(4) 携帯電話による議決権行使は、携帯電話の機種等によっては行えない場合もございますので、ご了承ください。

2. お問い合わせ先

(1) システムに関するお問合せ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 (ヘルプデスク)
電 話 0120-173-027 (通話料無料)
受付時間 午前9時から午後9時まで

(2) 其他のお問合せ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
電 話 0120-232-711 (通話料無料)
受付時間 午前9時から午後5時まで (土日休日を除く)

《機関投資家の皆様へ》

議決権行使の方法として、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただけます。

以 上

株主メモ

- 事業年度** : 4月1日から(翌年)3月31日まで
- 基準日** : 定時株主総会 3月31日
: 期末配当 3月31日
: 中間配当 9月30日
- 公告方法** : 電子公告により行います。
: ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載して行います。
- 上場取引所** : 東京証券取引所
- 単元株式数** : 100株
- 株主名簿管理人および特別口座の口座管理機関** : 三菱UFJ信託銀行株式会社
- 郵便物送付先および電話照会先** : 三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部
〒137-8081 東京都江東区東砂七丁目10番11号
電話 0120-232-711 (通話料無料)
- : お受け取りになられていない配当金のご請求につきましては、三菱UFJ信託銀行にお申し出ください。なお、当社定款の定めにより、お支払開始日から満5年を経過した配当金につきましてはお支払ができなくなりますので、お早めにお申し出くださいますようお願い申し上げます。

■ 株式関係の各種手続きについて

住所変更、配当金受取方法の指定・変更、単元未満株式の買取・買増請求などのお手続きのお申出先は、以下のとおりとなります。

一般口座(証券会社の口座)に記録された株式……………お取引の証券会社にお申し出ください。

特別口座(三菱UFJ信託銀行の口座)に記録された株式(※)……………三菱UFJ信託銀行にお申し出ください。

(※) 株券電子化実施(2009年1月)までに、お手持ちの株券を証券会社を通じて証券保管振替機構にお預けにならなかった場合などが該当します。

株主総会会場 ご案内図

会場：パレスホテル東京 2階 「葵」

東京都千代田区丸の内一丁目1番1号

☎ (03) 3211-5211

交通機関のご案内

都営地下鉄

○三田線

東京メトロ

●千代田線 ●半蔵門線
●丸の内線 ●東西線

「大手町駅」

C13b出口より

地下通路でパレスホテル東京
地下1階に直結

JR

「東京駅」

丸の内北口より 徒歩8分



※会場には、本総会のための駐車場の用意はございませんので、公共の交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。



東京海上ホールディングス株式会社



この印刷物は環境にやさしい
「ベジタブルインキ」を
使用しています。

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。



2016年6月2日

株主各位

**第14回定時株主総会招集ご通知に際しての
インターネット開示事項**

東京海上ホールディングス株式会社

<目次>

事業報告のうち「5. 新株予約権等に関する事項」 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
事業報告のうち「8. 業務の適正を確保するための体制」の内部統制基本方針 ・・・・・・・・・・・・・・・・	4
連結株主資本等変動計算書 ・・・・・・・・・・・・・・・・	8
連結注記表 ・・・・・・・・・・・・・・・・	9
株主資本等変動計算書 ・・・・・・・・・・・・・・・・	22
個別注記表 ・・・・・・・・・・・・・・・・	23

上記の事項につきましては、法令および当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.tokiomarinehd.com>) に掲載することにより、株主の皆様提供させていただきます。

新株予約権等に関する事項

当社が、当社および当社の主要な子会社の取締役、監査役および執行役員(以下、あわせて「当社役員等」といいます)を対象に、職務執行の対価として発行した新株予約権の事業年度の末日の状況およびその概要は、以下のとおりであります。

	事業年度の末日の状況		概要		
	新株予約権の数	新株予約権の目的たる株式の種類および数	新株予約権の払込金額(新株予約権1個当たり)	新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権を行使することができる期間
2005年7月発行新株予約権	12個	普通株式 6,000株	無償	株式1株当たり 払込金額1円	新株予約権付与 時から30年間
2006年7月発行新株予約権	11個	普通株式 5,500株	2,013,506円		
2007年7月発行新株予約権	80個	普通株式 8,000株	491,700円		
2008年8月発行新株予約権	163個	普通株式 16,300株	353,300円		
2009年7月発行新株予約権	456個	普通株式 45,600株	237,600円		
2010年7月発行新株予約権	709個	普通株式 70,900株	234,400円		
2011年7月発行新株予約権	952個	普通株式 95,200株	219,500円		
2012年7月発行新株予約権	1,383個	普通株式 138,300株	181,900円		
2013年7月発行新株予約権	1,464個	普通株式 146,400株	332,600円		
2014年7月発行新株予約権	1,673個	普通株式 167,300株	310,800円		
2015年7月発行新株予約権	1,529個	普通株式 152,900株	500,800円		

- (注) 1. 当社が発行している新株予約権は、全て株式報酬型ストックオプションであります。
2. 2005年7月発行新株予約権は、旧商法第280条の20および同法第280条の21の規定に基づき、当社役員等を対象に、特に有利な条件で発行したものであります。
3. 2006年7月から2015年7月までに発行した新株予約権は、会社法第238条第1項および第2項ならびに同法第240条に基づき、当社役員等を対象に、各社における職務執行の対価である金銭報酬債権との相殺により発行したものであります。
4. 新株予約権者である当社役員等は、それぞれの会社において、取締役、監査役および執行役員のいずれの地位をも喪失した時点以降、新株予約権を行使できます。

(1) 事業年度の末日において保険持株会社の役員が有している当該保険持株会社の新株予約権等

	新株予約権の数	新株予約権の目的たる株式の種類および数	取締役 (社外役員を除く)		社外取締役		監査役	
			保有人数	個数	保有人数	個数	保有人数	個数
2007年7月発行新株予約権	19個	普通株式 1,900株	1名	16個	—	—	1名	3個
2008年8月発行新株予約権	22個	普通株式 2,200株	1名	19個	—	—	1名	3個
2009年7月発行新株予約権	39個	普通株式 3,900株	1名	33個	—	—	1名	6個
2010年7月発行新株予約権	55個	普通株式 5,500株	2名	41個	1名	7個	1名	7個
2011年7月発行新株予約権	116個	普通株式 11,600株	3名	76個	2名	14個	1名	26個
2012年7月発行新株予約権	196個	普通株式 19,600株	4名	117個	2名	18個	1名	61個
2013年7月発行新株予約権	187個	普通株式 18,700株	4名	118個	2名	14個	2名	55個
2014年7月発行新株予約権	133個	普通株式 13,300株	5名	113個	2名	12個	1名	8個
2015年7月発行新株予約権	205個	普通株式 20,500株	7名	193個	3名	12個	—	—

(注) 事業年度の末日において当社取締役および監査役は、当社取締役および監査役の職務執行の対価として付与された新株予約権を本表に記載の個数有しておりますが、この他、各新株予約権の発行時点において当社の執行役員または当社の主要な子会社の取締役もしくは執行役員として付与された新株予約権を以下の個数有しております。

- ・2005年7月発行新株予約権： 12個
- ・2006年7月発行新株予約権： 8個
- ・2007年7月発行新株予約権： 45個
- ・2008年8月発行新株予約権： 51個
- ・2009年7月発行新株予約権： 92個
- ・2010年7月発行新株予約権： 151個
- ・2011年7月発行新株予約権： 179個
- ・2012年7月発行新株予約権： 169個
- ・2013年7月発行新株予約権： 124個
- ・2014年7月発行新株予約権： 112個
- ・2015年7月発行新株予約権： 92個

(2) 事業年度中に使用人等に交付した当該保険持株会社の新株予約権等

	新株予約権の数	新株予約権の目的たる株式の種類および数	使用人		子法人等の役員および使用人	
			交付人数	個数	交付人数	個数
2015年7月発行新株予約権	1,298個	普通株式 129,800株	8名	181個	60名	1,117個

(注) 本表の使用人の新株予約権の個数には、新株予約権の発行時点において当社の主要な子会社の取締役または執行役員であった当社使用人が、当該子会社における職務執行

の対価である金銭報酬債権との相殺により付与された新株予約権を含んでおります。
なお、当社の使用人は、当社執行役員(当社の取締役兼務者を除く)であります。

内部統制基本方針

当社は、会社法および会社法施行規則に基づき、以下のとおり、内部統制基本方針を定める。

1. 東京海上グループにおける業務の適正を確保するための体制

(1) 当社は、東京海上グループ経営理念に基づき、グループの事業を統轄する持株会社として、グループ会社の経営管理に関する基本方針を定めるとともに、取締役会への報告体制を確立することにより、グループ会社に対する当社の経営管理体制を整備する。

a. 当社は、当社が直接的に経営管理するグループ会社（以下「子会社等」という。）と経営管理契約を締結することなどにより、子会社等の経営管理を行う。

① グループの経営戦略やグループ経営の根幹となる各種グループ基本方針等を子会社等に示す。

② 子会社等による事業戦略、事業計画等の重要事項の策定を当社の事前承認事項とする。

③ 子会社等による各種グループ基本方針等に基づく取り組み、事業計画の実施状況等を当社への報告事項とする。

b. 子会社等以外のグループ会社の経営管理は、原則として、子会社等を通じて行う。

(2) 当社は、グループの経理に関する基本方針を定め、当社の連結財務状態およびグループ会社の財務状態等を把握し、株主・監督官庁に対する承認・報告手続および税務申告等を適正に実施するための体制を整備する。

(3) 当社は、グループの財務報告に係る内部統制に関する基本方針を定め、財務報告の適正性と信頼性を確保するために必要な体制を整備する。

(4) 当社は、グループの情報開示に関する基本方針を定め、企業活動に関する情報を適時・適切に開示するための体制を整備する。

(5) 当社は、グループ内取引等の管理に関する基本方針を定め、グループ内取引等の管理体制を整備する。

2. 職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

(1) 当社は、グループのコンプライアンスに関する基本方針を定め、コンプライアンス体制を整備する。

a. 当社は、コンプライアンスを統轄する部署を設置する。

b. 当社は、グループのコンプライアンス行動規範を定め、グループの役職員がこの行動規範に則り事業活動のあらゆる局面においてコンプライアンスを最優先するよう周知徹底を図る。

- c. 当社は、子会社等にコンプライアンス・マニュアルを策定させるとともに、役職員が遵守すべき法令、社内ルール等に関する研修を実施させ、コンプライアンスの周知徹底を図る。
 - d. 当社は、子会社等に法令または社内ルールの違反が生じた場合の報告ルールを定めるとともに、通常の報告ルートのほかに、社内外にホットライン（内部通報制度）を設け、その利用につきグループの役職員に周知する。
- (2) 当社は、グループの顧客保護等に関する基本方針を定め、お客様本位を徹底し、顧客保護等を図るための体制を整備する。
- (3) 当社は、グループの情報セキュリティ管理に関する基本方針を定め、情報セキュリティ管理体制を整備する。
- (4) 当社は、グループの反社会的勢力等への対応に関する基本方針を定め、反社会的勢力等への対応体制を整備するとともに、反社会的勢力等との関係遮断、不当要求等に対する拒絶等について、弁護士や警察等とも連携して、毅然とした姿勢で組織的に対応する。
- (5) 当社は、被監査部門から独立した内部監査担当部署を設置するとともに、グループの内部監査に関する基本方針を定め、当社およびグループ会社において、効率的かつ実効性のある内部監査体制を整備する。

3. リスク管理に関する体制

- (1) 当社は、グループのリスク管理に関する基本方針を定め、リスク管理体制を整備する。
- a. 当社は、リスク管理を統轄する部署を設置する。
 - b. 当社は、リスク管理にあたって、リスクの特定・評価・制御、コンティンジェンシー・プランの策定およびモニタリング・報告のプロセスを基本とする。
 - c. 当社は、子会社等の業態やリスクの特性等に応じた適切なリスク管理を会社毎に実施させる。
- (2) 当社は、グループの統合リスク管理に関する基本方針を定め、格付けの維持および倒産の防止を目的としたグループ全体の定量的リスク管理を実施する。
- (3) 当社は、グループの危機管理に関する基本方針を定め、危機管理体制を整備する。

4. 職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社は、グループの中期経営計画および年度計画（数値目標等を含む。）を策定する。
- (2) 当社は、業務分担および指揮命令系統を通じて効率的な業務執行を実現するため、職務権限に関する規程を定めるとともに、事業目的を達成するために適切な組織機構を構築する。

- (3) 当社は、経営会議規則を定め、取締役、執行役員等で構成する経営会議を設置し、経営上の重要事項について協議・報告を行う。
- (4) 当社は、内部統制委員会を設置し、グループの内部統制システムの整備について、各種方針・施策等の策定ならびに実施状況の評価および改善に係る審議を行うとともに、総合的調整を図った上で推進する。
- (5) 当社は、グループのITガバナンスに関する基本方針を定め、ITガバナンスを実現するために必要な体制を整備する。
- (6) 当社は、グループの人事に関する基本方針を定め、社員の働きがい、やりがいの向上、透明公正な人事および成果実力主義の徹底により、生産性および企業価値の向上の実現を図る。
- (7) 当社は、(1)～(6)のほか、当社およびグループ会社において、職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制を整備する。

5. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、文書等の保存に関する規程を定め、重要な会議の議事録等、取締役および執行役員の職務の執行に係る情報を含む重要な文書等は、同規程の定めるところに従い、適切に保存および管理を行う。

6. 監査役の職務を補助すべき職員に関する事項

- (1) 当社は、監査役の監査業務を補助するため、監査役直轄の監査役室を設置する。監査役室には、監査役の求めに応じて、監査業務を補助するために必要な知識・能力を具備した専属の職員を配置する。
- (2) 監査役室に配置された職員は、監査役の命を受けた業務および監査を行う上で必要な補助業務に従事し、必要な情報の収集権限を有する。
- (3) 当該職員の人事考課、人事異動および懲戒処分は、常勤監査役の同意を得た上で行う。

7. 監査役への報告に関する体制

- (1) 役職員は、経営、財務、コンプライアンス、リスク管理、内部監査の状況等について、定期的に監査役に報告を行うとともに、当社またはグループ会社の業務執行に関し重大な法令もしくは社内ルールの違反または会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに監査役に報告を行う。
- (2) 当社は、グループ会社の役職員が、当社またはグループ会社の業務執行に関し重大な法令もしくは社内ルールの違反または会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときに、これらの者またはこれらの者から報告を受けた者が、当社の監査役に報告を行う体制を整備する。

- (3) 当社は、当社およびグループ会社において、監査役に(1)または(2)の報告を行った者が、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを受けないよう、必要な体制を整備する。
- (4) 役職員は、ホットライン（内部通報制度）の運用状況および報告・相談事項について定期的に監査役に報告を行う。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役は、取締役会に出席するほか、経営会議その他の重要な会議または委員会に出席し、意見を述べるができるものとする。
- (2) 監査役は、重要な会議の議事録、取締役および執行役員が決裁を行った重要な稟議書類等について、いつでも閲覧することができるものとする。
- (3) 役職員は、いつでも監査役の求めに応じて、業務執行に関する事項の説明を行う。
- (4) 内部監査担当部署は、監査に協力することなどにより、監査役との連携を強化する。
- (5) 当社は、監査役の職務の執行に係る費用等について、当社が監査役の職務の執行に必要なでないことを証明したときを除き、これを支払うものとする。

2015年度 (2015年4月1日から
2016年3月31日まで) 連結株主資本等変動計算書

(単位:百万円)

	株主資本			
	資本金	利益 剰余金	自己株式	株主資本 合計
当期首残高	150,000	1,357,846	△ 11,038	1,496,808
当期変動額				
剰余金の配当		△ 81,124		△ 81,124
親会社株主に帰属する 当期純利益		254,540		254,540
自己株式の取得			△ 129	△ 129
自己株式の処分		△ 133	425	291
連結範囲の変動		△ 130		△ 130
その他		73		73
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				
当期変動額合計	—	173,225	295	173,521
当期末残高	150,000	1,531,072	△ 10,742	1,670,329

	その他の包括利益累計額				新株 予約権	非支配 株主持分	純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延 ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付 に係る 調整累計額			
当期首残高	1,846,908	19,183	237,201	△ 21,397	2,037	28,915	3,609,655
当期変動額							
剰余金の配当							△ 81,124
親会社株主に帰属する 当期純利益							254,540
自己株式の取得							△ 129
自己株式の処分							291
連結範囲の変動							△ 130
その他							73
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△ 245,720	687	△ 27,066	4,600	448	△ 3,469	△ 270,520
当期変動額合計	△ 245,720	687	△ 27,066	4,600	448	△ 3,469	△ 96,998
当期末残高	1,601,187	19,870	210,134	△ 16,796	2,485	25,445	3,512,656

連結注記表

＜連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等＞

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 155 社

主要な会社名

東京海上日動火災保険(株)
日新火災海上保険(株)
イーデザイン損害保険(株)
東京海上日動あんしん生命保険(株)
東京海上ミレア少額短期保険(株)
東京海上アセットマネジメント(株)
トウキョウ・マリン・ノースアメリカ・インコーポレイテッド[○]
ファイテ[△]ルファイア・コンソリテ[△]イティ[△]ッド[△]・ホールテ[△]ィンク[△]・コーポ[△]レーション
ファイテ[△]ルファイア・インテ[△]ムニティ[△]ー・インシュアランス・カンパ[△]ニー
ファースト・インシュアランス・カンパ[△]ニー・オブ[△]・ハワイ・リミテッド[△]
トウキョウ・マリン・アメリカ・インシュアランス・カンパ[△]ニー
テ[△]ルファイ・ファイナシヤル・グ[△]ループ[△]・インコーポ[△]レイテッド[△]
セイフティ・ナショナル・カシ[△]ュアルティ[△]・コーポ[△]レーション
リアイアンス・スタンダ[△]ート[△]・ライフ・インシュアランス・カンパ[△]ニー
リアイアンス・スタンダ[△]ート[△]・ライフ・インシュアランス・カンパ[△]ニー・オブ[△]・テキサス
エイチシーシー・インシュアランス・ホールテ[△]ィンク[△]ス・インコーポ[△]レイテッド[△]
ヒューストン・カシ[△]ュアルティ[△]・カンパ[△]ニー
ユーエス・ス[△]ペ[△]シヤルティ[△]・インシュアランス・カンパ[△]ニー
エイチシーシー・ライフ・インシュアランス・カンパ[△]ニー
トウキョウ・マリン・キルン・グ[△]ループ[△]・リミテッド[△]
トウキョウ・マリン・アンタ[△]ーライティ[△]ンク[△]・リミテッド[△]
エイチシーシー・インターナショナル・インシュアランス・カンパ[△]ニー・ヒ[△]ーエルシー
トウキョウ・ミレニアム・リー・アーケ[△]ー
トウキョウ・マリン・アジ[△]ア・プ[△]ライバ[△]ート[△]・リミテッド[△]
トウキョウ・マリン・インシュアランス・シンガ[△]ポ[△]ール・リミテッド[△]
トウキョウ・マリン・ライフ・インシュアランス・シンガ[△]ポ[△]ール・リミテッド[△]
トウキョウ・マリン・インシュアランス・マレーシア・ヘ[△]ルハット[△]
トウキョウ・マリン・ライフ・インシュアランス・マレーシア・ヘ[△]ルハット[△]
トウキョウ・マリン・セク[△]ラト[△]ーラ[△]・エス・エー

エイチシーシー・インシュアランス・ホールテ[△]ィンク[△]ス・インコーポ[△]レイテッド[△]の株式を取得したこと等により、エイチシーシー・インシュアランス・ホールテ[△]ィンク[△]ス・インコーポ[△]レイテッド[△]、ヒューストン・カシ[△]ュアルティ[△]・カンパ[△]ニー、ユーエス・ス[△]ペ[△]シヤルティ[△]・インシュアランス・カンパ[△]ニー、エイチシーシー・ライフ・インシュアランス・カンパ[△]ニー、エイチシーシー・インターナショナル・インシュアランス・カンパ[△]ニー・ヒ[△]ーエルシー 他 65 社を当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

(2) 主要な非連結子会社の名称等

主要な会社名

東京海上日動調査サービス㈱

東京海上キャピタル㈱

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、総資産、売上高、当期純損益および利益剰余金等の観点からいずれも小規模であり、当企業集団の財政状態と経営成績に関する合理的な判断を妨げるほどの重要性がないため、連結の範囲から除いております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の関連会社の数 13社

主要な会社名

エーデルワイス・トウキョウ・ライフ・インシュアランス・カンパニー・リミテッド^{*}

インテュム・エルピー 他1社はエイチシーシー・インシュアランス・ホールディングス・インコーポレテッド^{*}の株式を取得したことにより、当連結会計年度より持分法適用の範囲に含めております。

(2) 持分法を適用していない非連結子会社（東京海上日動調査サービス㈱、東京海上キャピタル㈱他）および関連会社（イコトキョ・ジェネラル・インシュアランス・カンパニー・リミテッド^{*}他）は、それぞれ当期純損益および利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法適用の範囲から除いております。

(3) 当社は、東京海上日動火災保険㈱および日新火災海上保険㈱を通じて日本地震再保険㈱の議決権の30.1%を所有しておりますが、同社事業の公共性を踏まえ、同社事業等の方針決定に対し重要な影響を与えることができないと判断されることから、関連会社から除いております。

(4) 決算日が連結決算日と異なる持分法適用会社については、当該会社の事業年度に係る財務諸表を使用しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

国内連結子会社1社および海外連結子会社145社の決算日は12月31日ですが、決算日の差異が3カ月を超えていないため、本連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の財務諸表を使用しております。なお、連結決算日との差異期間における重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 有価証券の評価基準および評価方法

① 売買目的有価証券の評価は、時価法によっております。なお、売却原価の算定は移動平均法に基づいております。

② 満期保有目的の債券の評価は、移動平均法に基づく償却原価法（定額法）によっております。

③ 業種別監査委員会報告第21号「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（平成12年11月16日 日本公認会計士協会）に基づく責任準備金対応

債券の評価は、移動平均法に基づく償却原価法（定額法）によっております。

また、責任準備金対応債券に関するリスク管理方針の概要は以下のとおりであります。

東京海上日動あんしん生命保険㈱において、資産・負債の金利リスクの変動を適切に管理するために「解約返戻金市場金利連動型個人年金保険（米国通貨建）のうち据置期間中の保険契約に係るドル建て責任準備金部分」、「積立利率変動型個人年金保険のうち据置期間中の保険契約に係る責任準備金の積立金部分」、「積立利率変動型一時払終身積立保険（米国通貨建）に係る責任準備金の積立金部分」、「積立利率変動型一時払終身積立保険（日本国通貨建）に係る責任準備金の積立金部分」および「一時払個人年金保険に係る責任準備金の積立金部分」を小区分として設定し、各小区分に係る責任準備金のデュレーションと責任準備金対応債券のデュレーションを一定幅の中で対応させる運用方針をとっております。

- ④ その他有価証券のうち時価のあるものの評価は、決算日の市場価格等に基づく時価法によっております。なお、評価差額は全部純資産直入法により処理し、また、売却原価の算定は移動平均法に基づいております。
- ⑤ その他有価証券のうち時価を把握することが極めて困難と認められるものの評価は、移動平均法に基づく原価法によっております。
- ⑥ 持分法を適用していない非連結子会社株式および関連会社株式については、移動平均法に基づく原価法によっております。
- ⑦ 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法によっております。

(2) デリバティブ取引の評価基準および評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法によっております。

(3) 有形固定資産の減価償却の方法

当社および国内連結子会社の保有する有形固定資産の減価償却は、定率法により行っております。ただし、1998年4月1日以後に取得した建物（建物付属設備等を除く）については、定額法により行っております。

(4) 無形固定資産の減価償却の方法

海外子会社の買収により取得した無形固定資産については、その効果が及ぶと見積もられる期間にわたり、効果の発現する態様にしたがって償却しております。

(5) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

主な国内連結子会社は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、資産の自己査定基準および償却・引当基準に基づき、次のとおり計上しております。

破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者に対する債権および実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収が可能と認められる額等を控除し、その残額を計上しております。

今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を計上しております。

また、すべての債権は資産の自己査定基準に基づき、資産計上部門および資産管理部門が資産査定を実施し、当該部門から独立した資産監査部門が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の計上を行っております。

② 役員退職慰労引当金

一部の国内連結子会社は、役員の退職慰労金に充てるため、内規に基づく当連結会計年度末の要支給額を計上しております。

③ 賞与引当金

当社および主な国内連結子会社は、従業員賞与に充てるため、支給見込額を基準に計上しております。

④ 価格変動準備金

国内保険連結子会社は、株式等の価格変動による損失に備えるため、保険業法第 115 条の規定に基づき計上しております。

(6) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、主に給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異および過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5～13年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（7～13年）による定額法により費用処理しております。

(7) 消費税等の会計処理

当社および国内連結子会社の消費税等の会計処理は税抜方式によっております。ただし、国内保険連結子会社の営業費及び一般管理費等の費用は税込方式によっております。

なお、資産に係る控除対象外消費税等はその他資産に計上し、5年間で均等償却を行っております。

(8) 重要なリース取引の処理方法

主な国内連結子会社の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が2008年4月1日以前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(9) 重要なヘッジ会計の方法

① 金利関係

東京海上日動火災保険㈱および東京海上日動あんしん生命保険㈱は、長期の保険契約等に付随して発生する金利の変動リスクを軽減するため、金融資産と保険負債等を同時に評価・分析し、リスクをコントロールする資産・負債総合管理（ALM）を実施しております。この管理のために利用している金利スワップ取引の一部については、業種別監査委員会報告第 26 号「保険業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（平成 14 年 9 月 3 日 日本公認会計士協会）（以下「第 26 号報告」という。）に基づく繰延ヘッジ処理を行っております。ヘッジ対象となる保険負債とヘッジ手段である金利スワップ取引を一定の残存期間毎にグルー

ピングのうえヘッジ指定を行っており、ヘッジに高い有効性があるため、ヘッジ有効性の評価を省略しております。また、東京海上日動火災保険㈱は、第 26 号報告適用前の業種別監査委員会報告第 16 号「保険業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（平成 12 年 3 月 31 日 日本公認会計士協会）による 2003 年 3 月末の繰延ヘッジ利益については、第 26 号報告の経過措置に基づいて、ヘッジ手段の残存期間（1～17 年）にわたり、定額法により損益に配分しております。なお、本経過措置に基づく、当連結会計年度末の繰延ヘッジ損益（税相当額控除前）は 7,739 百万円、当連結会計年度の損益に配分された額は 3,463 百万円です。

② 為替関係

東京海上日動火災保険㈱は、外貨建資産に係る将来の為替相場の変動リスクを軽減する目的で実施している通貨スワップ取引・為替予約取引の一部については、時価ヘッジ処理および振当処理を行っております。なお、ヘッジ手段とヘッジ対象の重要な条件が同一であり、ヘッジに高い有効性があるため、ヘッジ有効性の評価を省略しております。また、在外子会社の持分に係る将来の為替相場の変動リスクを軽減する外貨建借入金については、繰延ヘッジ処理を行っております。ヘッジ有効性の評価は、ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額を基礎にして判断しております。

(10) のれんの償却方法及び償却期間

連結貸借対照表の資産の部に計上したのれんについて、フィデリティ・コンサルティング・コーポレーションに係るものについては 20 年間、エイシー・インシュアランス・ホールディングス・インコーポレイテッドおよびトウキョウ・マシニング・グループ・リミテッドに係るものについては 10 年間、デルファイ・ファイナンシャル・グループ・インコーポレイテッドに係るものについては 5 年間、その他については 5～15 年間で均等償却しております。ただし、少額のものについては一括償却しております。

なお、2010 年 3 月 31 日以前に発生した負ののれんについては、連結貸借対照表の負債の部に計上し、20 年間の均等償却を行っております。

(11) 保険業法第 113 条繰延資産の処理方法

イーデザイン損害保険㈱の保険業法第 113 条繰延資産の償却額の計算は、法令および同社の定款の規定に基づき行っております。

<会計方針の変更に関する注記>

(会計基準等の改正に伴う会計方針の変更)

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第 21 号 平成 25 年 9 月 13 日。以下「企業結合会計基準」という。）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第 22 号 平成 25 年 9 月 13 日。以下「連結会計基準」という。）、および「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第 7 号 平成 25 年 9 月 13 日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を当連結会計年度より適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結計算書類に反映させる方法に変更しております。加えて、当期純利益等の表示の変更および少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第 58-2 項(4)、連結会計基準第 44-5

項(4)および事業分離等会計基準第57-4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

この結果、当連結会計年度の経常利益および税金等調整前当期純利益はそれぞれ3,571百万円減少しております。

<追加情報の注記>

(法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正)

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)が2016年3月29日に国会で成立し、2016年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税率の引き下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金負債(繰延税金資産を控除した金額)は4,947百万円減少し、その他有価証券評価差額金は17,442百万円増加しております。また、税金等調整前当期純利益は474百万円増加し、親会社株主に帰属する当期純利益は11,867百万円減少しております。

なお、重要な連結会社において2016年4月1日以後に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は以下のとおりであります。

① 当社

- ・変更前 33.1%
- ・2016年4月1日および2017年4月1日に開始する連結会計年度 30.9%
- ・2018年4月1日以後に開始する連結会計年度 30.6%

② 東京海上日動火災保険㈱

- ・変更前 28.7%
- ・2016年4月1日および2017年4月1日に開始する連結会計年度 28.1%
- ・2018年4月1日以後に開始する連結会計年度 27.9%

<連結貸借対照表の注記>

1. 有形固定資産の減価償却累計額は346,874百万円、圧縮記帳額は19,012百万円であります。
2. 非連結の関係会社の株式の額は92,208百万円、出資金の額は8,318百万円であります。
3. 貸付金のうち、破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額および貸付条件緩和債権額の合計額は8,549百万円であります。この内訳は次のとおりであります。

(1) 破綻先債権額はありません。

破綻先債権とは、元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号イからホまで(貸倒引当金勘定への繰入限度額)に掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じている貸付金であります。

(2) 延滞債権額は583百万円であります。

延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権および債務者の経営再建または支援

を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金であります。

(3) 3カ月以上延滞債権額は4百万円であります。

3カ月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸付金で、破綻先債権および延滞債権に該当しないものであります。

(4) 貸付条件緩和債権額は7,960百万円であります。

貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金で、破綻先債権、延滞債権および3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

4. 担保に供している資産は、預貯金 47,340 百万円、買入金銭債権 33,583 百万円、有価証券 449,133 百万円、土地 21 百万円、建物 455 百万円であります。

また、担保付き債務は、支払備金 135,665 百万円、責任準備金 126,605 百万円、社債 3,015 百万円、その他の負債（外国再保険借等）78,894 百万円であります。

5. 連結した特別目的会社のノンリコース債務は、社債 3,015 百万円であります。

また、当該ノンリコース債務に対応する資産は、有価証券 3,015 百万円であります。

6. 現金担保付債券貸借取引等により受け入れている有価証券等のうち、売却または再担保という方法で自由に処分できる権利を有するものは 42,059 百万円（時価）であり、すべて自己保有しております。

7. 有価証券には、消費貸借契約により貸し付けているものが 874,638 百万円含まれております。

8. 貸出コミットメントに係る貸出未実行残高は次のとおりであります。

貸出コミットメントの総額	195,161 百万円
貸出実行残高	76,792 百万円
差引額	118,368 百万円

9. 保険業法第 118 条に規定する特別勘定の資産および負債の額はともに 1,003,158 百万円であります。

10. 東京海上日動火災保険(株)は子会社の債務を保証しており、各社に対する保証残高は次のとおりであります。

トウキョウ・マリン・コンパニーア・デ・セグロス	4,324 百万円
トウキョウ・マリン・パシフィック・インシュアランス・リミテッド	3,670 百万円
トウキョウ・マリン・グローバル・リー・リミテッド	9 百万円
計	8,004 百万円

11. その他資産には、保険業法第 113 条繰延資産 11,480 百万円が含まれております。

<連結損益計算書の注記>

1. 事業費の主な内訳は次のとおりであります。

代理店手数料等	551,377 百万円
給与	280,762 百万円

なお、事業費は連結損益計算書における損害調査費、営業費及び一般管理費ならびに諸手数料及び集金費の合計であります。

2. その他特別利益は、関係会社清算益 339 百万円であります。

3. 当社グループは以下の資産について減損損失を計上しております。

用途	種類	場所等	減損損失（百万円）			
			土地	建物	その他	合計
事業用不動産等 （介護事業）	建物等	神奈川県横浜市に 保有する建物付属 設備など4物件	—	48	239	287
賃貸用不動産	土地および建物	福島県会津若松市 に保有するビル	164	88	—	252
遊休不動産およ び売却予定不動 産	土地および建物	大阪府四條畷市に 保有する研修所な ど3物件	1,377	297	—	1,675
合計			1,542	433	239	2,215

保険事業等の用に供している事業用不動産等については連結会社毎に1つの資産グループとし、賃貸用不動産等、遊休不動産等および売却予定不動産等ならびに介護事業の用に供している事業用不動産等については主たる用途に基づき個別の物件毎にグルーピングしております。

介護事業の用に供している事業用不動産等において、将来キャッシュ・フローの総額が固定資産の帳簿価額を下回ったため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。当該資産の回収可能価額は、将来キャッシュ・フローを6.0%で割り引いて算定しております。

また、賃貸用不動産、遊休不動産および売却予定不動産において、主に不動産価格の下落に伴い帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。当該資産の回収可能価額は正味売却価額と使用価値のいずれか高い価額としております。正味売却価額は不動産鑑定士による鑑定評価額等から処分費用見込額を減じた額であり、使用価値は将来キャッシュ・フローを7.5%で割り引いて算定しております。

なお、エーデルワイス・トキョウ・ライフ・インシュアランス・カンパニー・リミテッドに係るのれん相当額について、足下の事業環境を踏まえ減損損失を認識し、2,929 百万円をその他経常費用の内訳の「持分法による投資損失」に計上しております。

4. その他特別損失の主な内訳は、関係会社株式評価損 5,196 百万円であります。

<連結株主資本等変動計算書の注記>

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数 (千株)	当連結会計年度 増加株式数 (千株)	当連結会計年度 減少株式数 (千株)	当連結会計年度末 株式数 (千株)
発行済株式				
普通株式	757,524	—	—	757,524
合計	757,524	—	—	757,524
自己株式				
普通株式	2,925	27	112	2,839
合計	2,925	27	112	2,839

(注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加 27 千株は、すべて単元未満株式買取請求によるものであります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の減少 112 千株の主な内訳は、新株予約権行使に伴う株式交付による減少 112 千株であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	当連結会計年度末残高 (百万円)
当社 (親会社)	ストック・オプションとしての新株予約権	2,485

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2015年6月29日 定時株主総会	普通株式	41,502	55.00	2015年3月31日	2015年6月30日
2015年11月18日 取締役会	普通株式	39,621	52.50	2015年9月30日	2015年12月2日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
2016年6月27日開催の第14回定時株主総会において、次のとおり決議を予定しております。

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2016年6月27日 定時株主総会	普通株式	43,394	利益剰余金	57.50	2016年3月31日	2016年6月28日

<金融商品に関する注記>

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、保険事業を中核としており、保険料として収受した資金等の運用を行っております。運用する資産は、積立保険や年金保険等の複数年にわたる保険契約に対応する負債対応資産とそれ以外に区分して管理しております。

負債対応資産については、将来、保険金や満期返戻金等を確実に支払うために、保険負債とのバランスを考え、資産・負債総合管理（ALM）を行っております。ALMにおいては、保険負債が抱える金利リスクを適切にコントロールしつつ、高格付債券を中心として一定の信用リスクをとる運用を行い、安定的な剰余の価値（運用資産価値－保険負債価値）の拡大を目指しております。

負債対応資産以外については、保険金支払いに備える流動性の維持も考慮しつつ、安定的な収益の獲得に向けて、投資対象の分散や資産運用の効率性の向上等に取り組んでおります。

これらの資産運用に伴うリスクに対応するため、主な連結子会社では、取引部門から独立したリスク管理部門が、定量・定性の両面から金融商品に係る資産運用リスク（市場リスク、信用リスクおよび市場流動性リスク等）管理を実施しております。

こうした取り組みによって、短期的な収益の変動を抑えながら運用収益を安定的に拡大させ、中長期的な純資産価値の拡大および財務基盤の健全性の維持につなげることを目指しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2016年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（注2）参照）。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預貯金	1,031,610	1,031,842	231
(2) コールローン	21,000	21,000	—
(3) 買現先勘定	4,999	4,999	—
(4) 債券貸借取引支払保証金	21,597	21,597	—
(5) 買入金銭債権	1,345,563	1,345,563	—
(6) 金銭の信託	63,049	63,049	—
(7) 有価証券			
売買目的有価証券	1,210,270	1,210,270	—
満期保有目的の債券	3,538,490	4,477,954	939,463
責任準備金対応債券	77,076	81,315	4,239
その他有価証券	10,408,446	10,408,446	—
(8) 貸付金	769,318		
貸倒引当金（*1）	△ 4,201		
	765,117	770,920	5,803
(9) 社債（*2）	(77,677)	(80,302)	(2,624)
(10) 債券貸借取引受入担保金（*2）	(704,077)	(704,077)	—
(11) デリバティブ取引（*3）	64,518	64,518	—

- (*1) 貸付金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金を控除しております。
- (*2) 負債に計上されているものについては、() で表示しております。
- (*3) その他資産およびその他負債に計上しているデリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

(1)現金及び預貯金(うち「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号平成20年3月10日)に基づいて有価証券として取り扱うものを除く)、(2)コールローン、(3)買現先勘定、(4)債券貸借取引支払保証金については、短期間で決済されることから、時価は帳簿価額に近似していると考えられるため、原則として、当該帳簿価額を時価としております。

(5)買入金銭債権、(6)金銭の信託、(7)有価証券(「(1)現金及び預貯金」のうち金融商品に関する会計基準に基づいて有価証券として取り扱うものを含む)のうち市場価格のあるものについては、上場株式は決算日の取引所の価格、債券は店頭取引による価格等によっております。市場価格のないものについては、見積将来キャッシュ・フローの現在価値等によっております。

(8)貸付金のうち変動金利貸付については、市場金利の変動が短期間で将来キャッシュ・フローに反映されることから、時価は帳簿価額に近似していると考えられるため、貸付先の信用状況が実行後大きく異なっていない限り、当該帳簿価額を時価としております。固定金利貸付については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値等によっております。なお、破綻先、実質破綻先および破綻懸念先に対する貸付金については、直接減額前の帳簿価額から貸倒見積高を控除した額を時価としております。

(9)社債については、店頭取引による価格等によっております。

(10)債券貸借取引受入担保金については、短期間で決済されることから、時価は帳簿価額に近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。

(11)デリバティブ取引のうち市場取引については、決算日の取引所の価格によっております。市場取引以外の取引については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値やモデルを用いて算定した価格等によっております。

(注2) 非上場株式および非上場株式から構成されている組合出資金等(連結貸借対照表計上額219,413百万円)は、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積もることができないことから時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(7)有価証券」等には含めておりません。

また、約款貸付(連結貸借対照表計上額109,632百万円)は、保険契約に基づいた融資制度で、解約返戻金の範囲内で返済期限を定めずに実行しており、将来キャッシュ・フローを見積もることができないことから時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(8)貸付金」には含めておりません。

< 賃貸等不動産に関する注記 >

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

一部の連結子会社では、東京、大阪および名古屋などを中心にオフィスビル（土地を含む）を所有しており、その一部を賃貸しております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額	時価
66,472	136,666

(注 1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額および減損損失累計額を控除した金額であります。

(注 2) 当連結会計年度末の時価は、主に社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額であります。

< 1株当たり情報に関する注記 >

1株当たり純資産額	4,617円45銭
1株当たり当期純利益	337円27銭

< その他の注記 >

取得による企業結合に関する事項

当社は、当社の子会社である東京海上日動火災保険株式会社（以下「東京海上日動」という。）を通じて、米国のスペシャルティ保険グループ エイチシー・インシュアランス・ホールディングス・インコーポレイテッド（以下「エイシー社」という。）の発行済み株式を100%取得いたしました。

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称

エイシー・インシュアランス・ホールディングス・インコーポレイテッド

(2) 事業の内容

傘下に保険関連子会社群を有する持株会社

(3) 企業結合を行った主な理由

エイシー社の事業ポートフォリオは収益性が高くかつ分散が効いていることに加え、当社の既存事業とエイシー社の事業が補完的かつオーバーラップも限定的であることから、本件買収によって、当社事業ポートフォリオの一層の分散が進み、グループ全体の資本効率の向上と収益の持続的な成長を可能とする、より安定的なグループ経営の基盤構築の実現を目的とするものであります。

(4) 企業結合日

2015年10月27日

(5) 企業結合の法的形式

米国の企業再編法制に基づく逆三角合併による買収

(6) 結合後企業の名称

エイシー・インシュアランス・ホールディングス・インコーポレイテッド

(7) 取得した議決権比率

100%

(8) 取得企業を決定するに至った主な根拠

東京海上日動がエイシー社の議決権の100%を取得し同社を支配するに至ったことから、東京海上日動を取得企業と決定しております。

2. 連結損益計算書に含まれている被取得企業の業績の期間

被取得企業の決算日は12月31日ですが、連結決算日との差異が3カ月を超えていないため、連結計算書類の作成にあたっては同日現在の財務諸表を使用しております。本企業結合のみなし取得日は2015年12月31日としていることから、貸借対照表のみを連結し、連結損益計算書には被取得企業の業績は含まれておりません。

3. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	898,012 百万円
取得原価		898,012 百万円

4. 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザー費用等 3,571 百万円

5. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(1) 発生したのれん

339,086 百万円

(2) 発生原因

買収評価時に見込んだ将来収益を反映させた投資額が、取得した資産および引き受けた負債の純額を上回ったため、その差額をのれんとして認識しております。

(3) 償却方法及び償却期間

10年間の均等償却

6. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

資産合計	1,282,938 百万円
(うち有価証券)	612,993 百万円)
負債合計	735,567 百万円
(うち保険契約準備金)	429,626 百万円)

7. 企業結合が連結会計年度開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

経常収益	406,929 百万円
経常利益	△6,385 百万円
親会社株主に帰属する当期純利益	△11,445 百万円

(概算額の算定方法)

概算額は、企業結合が当連結会計年度開始の日に完了したと仮定して算定された経常収益、経常利益および親会社株主に帰属する当期純利益と、連結損益計算書における経常収益、経常利益および親会社株主に帰属する当期純利益との差額であります。また、企業結合時に認識されたのれんが当連結会計年度開始の日に発生したものとし、償却額を算定しております。

なお、当該影響額については、監査証明を受けておりません。

2015年度〔 2015年4月1日から
2016年3月31日まで 〕株主資本等変動計算書

(単位:百万円)

	株主資本						株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	
		資本 準備金	その他資本 剰余金	その他利益剰余金			
				別途 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	150,000	1,511,485	—	332,275	522,581	△11,038	2,505,305
当期変動額							
剰余金の配当					△81,124		△81,124
当期純利益					57,402		57,402
自己株式の取得						△129	△129
自己株式の処分			△133			425	291
利益剰余金から資本剰余金 への振替			133		△133		—
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)							
当期変動額合計	—	—	—	—	△23,855	295	△23,559
当期末残高	150,000	1,511,485	—	332,275	498,726	△10,742	2,481,745

	新株 予約権	純資産 合計
当期首残高	2,037	2,507,342
当期変動額		
剰余金の配当		△81,124
当期純利益		57,402
自己株式の取得		△129
自己株式の処分		291
利益剰余金から資本剰余金 への振替		—
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	448	448
当期変動額合計	448	△23,111
当期末残高	2,485	2,484,231

個別注記表

<重要な会計方針に係る事項に関する注記>

1. 有価証券の評価基準および評価方法

子会社株式および関連会社株式の評価は、移動平均法に基づく原価法によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産の減価償却は定率法（ただし、建物（付属設備を除く）については定額法）により行っております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物付属設備… 8～18年

器具及び備品… 3～15年

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金は、従業員賞与に充てるため、支給見込額を基準に計上しております。

(2) 退職給付引当金は、従業員の退職給付に充てるため、当事業年度末に発生していると認められる額を計上しております。

4. 消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

<貸借対照表に関する注記>

1. 有形固定資産の減価償却累計額 264百万円

2. 関係会社に対する金銭債権および金銭債務

短期金銭債権 2,310百万円

短期金銭債務 332百万円

<損益計算書に関する注記>

関係会社との取引高

営業取引による取引高

営業収益 96,736百万円

営業費用 1,400百万円

営業取引以外の取引による取引高 21百万円

<株主資本等変動計算書に関する注記>

当事業年度末における自己株式の種類および株式数

普通株式 2,839,782株

<税効果会計に関する注記>

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

関係会社株式評価損 37,277 百万円

その他 681 百万円

繰延税金資産小計 37,959 百万円

評価性引当額 △37,959 百万円

繰延税金資産合計 － 百万円

繰延税金資産の純額 － 百万円

<1株当たり情報に関する注記>

1株当たり純資産額 3,288 円 45 銭

1株当たり当期純利益 76 円 06 銭